

平成26年度

特別研究論文

題目

「東広島市国際化推進プランから見る東広島市の国際化推進の現状と課題」

広島大学総合科学部

自主編成プログラム

学 生 番 号 B 1 1 6 2 0 1

氏 名 加藤 丈晴

主指導教員 中坂 恵美子

副指導教員 佐野 眞理子

目次

序章

第一章 日本の国際化推進の実態

第一節 国の国際化推進の取組み

第二節 自治体の国際化推進の取組み

第二章 東広島市の国際化推進の実態

第一節 東広島市の国際化推進の歴史

第二節 東広島市の国際化推進の現状

第三章 東広島市の国際化推進の取組み

第一節 第一次東広島市国際化推進プランの結果

第二節 第二次東広島市国際化推進プランの現状

第三節 第二次東広島市国際化推進プランの課題

第四章 東広島市の国際化推進の手がかり

第一節 東広島市の国際化推進に取り組む現行組織の課題

第二節 （仮称）東広島市国際化協会の設立

結びにかえて

謝辞

文献目録

序章

2006（平成 18）年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定したことで、社会統合政策の一環として、国際化推進施策の基本指針や基本計画の構想に着手する自治体が現れるようになった。しかし、国の社会統合政策における包括的な基盤が欠如しているだけでなく、出入国管理政策と社会統合政策との連携が総合的に機能していないため、社会統合政策は自治体の取組みが先行している。東広島市もその例外ではない。

2008（平成 20）年に「留学生 30 万人計画」が策定されたこと、2014（平成 26）年に広島大学が「スーパーグローバル大学創成支援」に採択されたことで、外国人留学生をはじめとした多くの外国人市民が東広島市に在住することが予測されている。他方、2025（平成 37）年を境に東広島市の人口が減少に転じ、人口構成の大幅な変動に直面することが予測されている。今後ますます国際化が進展する中で、東広島市における国際化推進の取組みに関心が集まっている。

東広島市では、東広島市国際化推進の基本指針および基本計画として、東広島市国際化推進プランが実施されている。本研究では、東広島市国際化推進プランを指標として、東広島市の国際化推進の現状および課題について検討する。

そのために、以下、第一章では、国と自治体の国際化推進の取組みを比較検討する。第二章では、東広島市の国際化推進の歴史と現状を振り返る。第三章では、東広島市国際化推進プランを総合的に分析検討する。第四章では、（仮称）東広島市国際化協会の設立について検討する。

第一章 日本の国際化推進の実態

第一節 国の国際化推進の取組み

国の外国人政策は、外国人の出入国管理に関する政策（出入国管理政策）と入国した外国人の社会への定着に関する政策（社会統合政策）に大別される。1988（昭和 63）年に旧経済企画庁が「世界とともに生きる日本—経済運営 5 ヶ年計画—」、同年に旧労働省が「第 6 次雇用対策基本計画」を策定して以降、国の出入国管理政策は一貫している。つまり、専門職や熟練労働に就く外国人は積極的に受入れるが、非熟練労働者に就く外国人は、日系人などの一定の身分や地位を有する者として在留を認める場合を除き、受入れないという方針である。他方、国には社会統合政策が欠如していた。1980（昭和 55）年代後半に旧自治省が「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」「国際交流のまちづくりのための指針」「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」を地域の国際化政策の一環として策定したが、社会統合という観点に立った政策ではなく、総合的・横断的対応に欠けていた。

「社会統合」は「多文化共生」の同義語として解釈されることが多い。本研究においても「社会統合」と「多文化共生」を同義語と解釈して進める。社会統合とは、ブリタニカ国際大百科事典によると「非統合的な状態にある社会内の個々の集団ないしは個人が、相互的に適応することにより、単一の集団として統合されていく過程」である。また、「この過程において、社会はより分散的な状態からより総合的、団結的な状態に添加していく」とされる。つまり、社会統合とは、日本人及び外国人市民、自治体、行政機関、多文化共生の担い手である諸団体、その他関係機関が双方向の関係性を構築した状態であると言える¹。他方、名城大学の近藤敦教授をはじめとした多くの学者から「統合の意味合いは同化に近いものとして受け取られる場合がある²」と指摘されている。同化とは、ブリタニカ国際大百科事典によると「個人や集団が、他の個人ないし集団の態度や感情を取得し、その経験や伝統を共有するにいたる社会過程。またはこうした社会過程から結果する社会関係の均衡状態」である。統合と同化は分析ないし理論上の概念としては区別されるが、現実には区別しにくい場合が多く、社会統合と同化の概念が混在していることが長年指摘されている点に留意する必要がある。

¹ 外務省・神奈川県・国際移住機関（2010）「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」

² 近藤敦（2009）「なぜ移民政策なのか—移民の概念、入管政策と多文化共生政策の課題、移民政策学会の意義」、『移民政策研究』2009 年創刊号,12 頁。

国が社会統合政策の策定に向けて動き出したのは、2006（平成 18）年に内閣府が第 8 回経済財政諮問会議で、外国人の就労、就学および生活環境の整備について、省庁横断的に検討すると可決したことが始まりである。それ以降、2009（平成 21）年に内閣府に定住外国人施策推進室を設置し、リーマンショックの影響を受けて経済危機下で困窮する定住外国人を支援するため、教育、雇用、住宅、防災・防犯および情報提供等の緊急対策を講じた。さらに、2012（平成 24）年には法務省が従来の外国人登録制度を廃止し、新たに外国人住民基本台帳制度を施行したことで、在留外国人の利便性が向上した。しかし、社会統合政策における包括的な基盤が欠如しているだけでなく、出入国管理政策と社会統合政策との連携が総合的に機能していないため、社会統合政策は自治体の取組みが先行しており、外国人集住都市をはじめとした自治体から国の対応策が求められている。

出入国管理政策と社会統合政策を連携させるためには、関係省庁の連携体制の強化が必要である。しかし、表 1-1 で示したように、現状は典型的な縦割り型の組織であるため、外国人政策が効果的に機能していないのが実態である。2012（平成 24）年の第 3 回「外国人との共生社会」実現検討会議において、浜松市長の鈴木康友氏は「社会統合政策の一環として、内閣府の定住外国人施策推進室を『局』に格上げして、外国人全体に所管を広げるべきである³」と提言し、また、2013（平成 25）年に関西経済同友会の移民政策委員会は「現行の縦割り型行政の問題を解消するため、内閣府の外局として外国人庁を設置すべきである⁴」と提言している。他方、2012（平成 24）年の第 4 回「外国人との共生社会」実現検討会議において、筑波大学大学院助教の明石純一氏は『「外国人との共生」というモットーを全面的に押し出し過ぎると、逆説的に外国人というものの存在性を浮き立たせてしまい、共生を難しくしてしまう⁵』と指摘している。しかし、先述した提言の如何を問わず、出入国管理政策と社会統合政策の連携が総合的に機能していないという現状を受け止め、国は現行体制を改革する画期的な政策を打ち出すことが求められている。

表 1-1 現行の外国人関連施策担当省庁・部局と担当内容

³ 内閣官房（2012）「鈴木氏提出資料」（「外国人との共生社会」実現検討会議（第 3 回）議事次第）

⁴ 関西経済同友会移民政策委員会（2013）「【提言】定住外国人の受入れ促進で、日本の再活性をいま求められる外国人庁の設置」

⁵ 内閣官房（2012）「明石純一氏提出資料」（「外国人との共生社会」実現検討会議（第 4 回）議事次第）

担当省庁・部局	内容
内閣府 定住外国人施策推進室	企画立案・総合調整
外務省 領事局外国人課	入国査証制度、在日外国人に関する政策立案
法務省 入国管理局入国在留課	上陸・在留・再入国許可
総務省 自治行政局住民制度課	住民基本台帳制度
厚生労働省 年金局国際年金課	政府管掌の厚生年金、国民年金
厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課	政府が行う職業紹介、職業安定
厚生労働省 能力開発局外国人研修推進室	外国人技能実習制度
文部科学省 初等中等教育局国際教育課	児童・生徒の教育
文部科学省 文化庁文化部国語課	日本語教育

出典) 関西経済同友会移民政策委員会 (2013) 「【提言】定住外国人の受入れ促進で、日本の再活性化をいいま求められる外国人庁の設置」 21 頁より作成。

第二節 自治体の国際化推進の取組み⁶

国の国際化推進の取組みと比較して、外国人集住都市である自治体ははるかに総合的な取組みを行っている。外国人施策に積極的に取組んできた自治体は、1970（昭和 45）年代に終戦前から引き続き日本に在留している朝鮮半島出身者およびその子孫である在日韓国・朝鮮人を対象に人権施策として取組みを始めた自治体（人権型）と、1990（平成 2）年代に「出入国管理及び難民認定法」の改定により渡日した日系南米人、いわゆるニューカマーを対象に国際化施策として取組みを始めた自治体（国際型）に大きく分けることができる。国とは異なり、庁内の関係部門の施策を連絡調整するとともに、企画立案機能を持った部門を配置し、外国人施策の基本指針を定め、総合的な取組みを行っている。そうした自治体の代表例として、大阪市（人権型）、浜松市（国際型）、川崎市（人権型と国際型を合わせた統合型）が挙げられる。

大阪市は戦前から全国一の朝鮮半島出身者の集住地域であり、韓国・朝鮮人の外国人登録者数全体に占める割合は 6 割強である（2010（平成 22）年 12 月末現在）。大阪市は 1994（平成 6）年に外国籍住民施策有識者会議を設置し、1998（平成 10）年に「外国籍住民施策基本指針（2004（平成 16）年改定）」を策定し、「外国籍住民の人権の尊重」「多文化共

⁶ 本節の記述は、自治体国際化協会（2007）「多文化共生のあり方と現状」、『自治体国際化フォーラム』2007 年 1 月号を参考にした。

生社会の実現」「地域社会への参加」「外国籍住民施策の推進」という 4 つの目標を掲げ、国際化施策に取り組んでいる（2012（平成 24）年度および 2013（平成 25）年度現在）。

浜松市は在住ブラジル人が全国一多い地域である。2007（平成 19）年度から 2010（平成 22）年度まで浜松市世界都市ビジョンを実施し、2013（平成 25）年度に浜松市多文化共生都市ビジョンを実施している。また、都市間連携を重視し、他の自治体に呼び掛けて、2001（平成 13）年に日系南米人が多数居住する自治体の関係者が集まり、多文化共生への課題について議論する外国人集住都市会議を設立した。さらに、2008（平成 20）年には浜松市外国人市民共生審議会が条例により設置されたことで、一般公募によって選考された外国人市民委員 8 人、学識経験者および知識経験者各 1 人を構成員として、日本人および外国人市民の共生推進に関する事項について調査審議を行っている。

川崎市は首都圏有数の在日韓国・朝鮮人の集住地域である。1980（昭和 55）年まで韓国・朝鮮人が外国人登録者数全体に占める割合は 9 割を超えていたが、1990（平成 2）年には 6 割を切り、2012（平成 24）年には 2 割強となっている。1988（平成元）年には日本人と外国人との共生を目指した日本初の社会教育施設であるふれあい館が設置され、1996（平成 8）年には外国人市民代表者会議が条例により設置された。外国人市民代表者会議は公募で選考された 26 人以内の外国人市民の代表者で構成されており、1996（平成 8）年から 2011（平成 23）年までに、教育、情報、住宅、福祉、国際交流、市民参画、防災等に関する 38 の提言を川崎市長に提出している。同会議は年に 8～9 回ほど開催され、誰でも傍聴することができ、調査審議の内容はホームページ等を通じて多言語で公表されている。条例設置による恒常的な機関として市民参加の機能を果たしており、直接外国人市民の意見を行政や議会に反映させるために創り出された議会であると言える⁷。

2006（平成 18）年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、全国の都道府県、政令指定都市および市区町村へ多文化共生施策を体系的に示したことで、在留外国人に関する施策の基本指針や基本計画の構想に着手する自治体が現れるようになった。表 1-2 で示したように、2009（平成 21）年 4 月 1 日現在、多文化共生に関する施策を展開している都道府県は 44（全都道府県の 94%）、政令指定都市は 18（全政令指定都市の 100%）ある。しかし、政令指定都市を除く多くの市区町村は多文化共生に関する施策に取り組んでおらず、多文化共生に関する意識が全体的に低いと言える。今後ますます国際化が進展することを踏まえ、全国の自治体で地域事情に対応した多文化共生推進施策を策

⁷ 駒井洋・渡戸一郎編（1997）『自治体の外国人政策－内なる国際化への取り組み』39 頁。

定し実施することが求められる。

表 1-2 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況

(団体数、%)							
区 分	都道府県	指定都市	市 (指定都市除く)	区	町	村	全体
多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	11 (23%)	6 (100%)	19 (100%)	2 (100%)	1 (100%)	0 (100%)	39 (100%)
国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	27 (57%)	11 (100%)	57 (100%)	3 (100%)	4 (100%)	0 (100%)	102 (100%)
総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	6 (13%)	1 (100%)	186 (100%)	7 (100%)	77 (100%)	8 (100%)	285 (100%)
策定している(計)	44 (94%)	18 (100%)	262 (34%)	12 (52%)	82 (10%)	8 (4%)	426 (23%)
策定していないが、今後策定の予定がある	2 (4%)	0 (100%)	89 (100%)	3 (100%)	42 (100%)	5 (100%)	141 (100%)
策定しておらず、今後策定の予定もない	1 (2%)	0 (100%)	409 (100%)	8 (100%)	673 (100%)	177 (100%)	1268 (100%)
策定していない(計)	3 (6%)	0 (0%)	498 (66%)	11 (48%)	715 (90%)	182 (96%)	1409 (77%)
総 計	47 (100%)	18 (100%)	760 (100%)	23 (100%)	797 (100%)	190 (100%)	1835 (100%)
無回答	0	0	4	0	7	1	12

(注)総務省自治行政局国際室調査による。(平成21年4月1日現在)
(注)調査対象団体数1847 (都道府県47+市町村1777+特別区23)
(注)割合には無回答は含まない。

出典) 総務省 (2009) 「多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況」(多文化共生の推進に関する意見交換会 (第 1 回会合) 配布資料) 1 頁。

表 1-3 で示したように、2006 (平成 18) 年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定した翌 2007 (平成 19) 年に明治大学国際日本学部の山脇啓造教授が自治体の多文化共生施策の課題について整理している。しかし、2014 (平成 26) 年現在、根本的な問題解決には至っていない。山脇教授は「社会統合政策において、人権尊重、社会参画、国際協調といった多文化共生社会の基本理念を明らかにした (仮称) 多文化共生社会基本法を制定することが重要である⁸⁾」と指摘する。また、「社会統合政策を担当する組織を設置し、多文化共生社会の形成の推進に関する企画立案や関係省庁間の総合調整を行うことが必要である⁹⁾」と提言している。

表 1-3 「地域における多文化共生プラン」を実施する自治体の多文化共生施策の課題

⁸⁾ 山脇啓造 (2009) 「多文化共生社会の形成に向けて」, 『移民政策研究』2009 年創刊号, 36 頁。

⁹⁾ 外国人との共生に関する基本法制研究会 (2003) 「多文化共生社会基本法の提言」

施策の方向性	内容
外国人住民への総合的な支援	外国人への日本語学習や情報の多言語化の推進に加え、居住、教育、労働、医療、福祉、防災などさまざまな分野で外国人住民の生活環境を整備する。
多文化共生の地域づくり	外国人住民を対象とした施策に偏ることなく、日本人住民への啓発などを行い、地域社会の意識改革を進める。また、外国人住民が地域社会の一員として、地域づくりに参加できる仕組みをつくる。
多文化共生のための体制整備	担当部署を設置し、基本指針や計画を策定する。また、庁内関係部署の連絡会議を設置する。さらに、町内会、自治会、市民団体、学校、社会福祉協議会、国際交流協会、企業、自治体など地域社会が一体となって取組む体制を整備する。

出典) 自治体国際化協会 (2007) 「多文化共生のあり方と現状」, 『自治体国際化フォーラム』 2007 年 1 月号, 10 頁から 11 頁。

以上、本章では、国の包括的な社会統合政策が欠如しているだけでなく、出入国管理政策と社会統合政策の連携が効果的に機能していないため、外国人集住都市をはじめとした自治体から国の対応策が求められていることを指摘した。2006 (平成 18) 年に総務省が「地域における多文化共生プラン」を策定して以降、各自治体が取組んでいる多文化共生施策が社会統合政策の土台を構築していると言えるが、政令指定都市を除く多くの市区町村は多文化共生に関する施策に取り組んでおらず、多文化共生の意識が低いことが確認できた。今後ますます国際化が進展することを踏まえ、全国の自治体で地域事業に対応した多文化共生施策を策定し、実施すべきである。次章では、本研究の対象地域である東広島市の国際化推進について検討していく。

第二章 東広島市の国際化推進の実態

第一節 東広島市の国際化推進の歴史¹⁰

1965 (昭和 40) 年から 1974 (昭和 49) 年まで、東広島市は田園農村地帯としての色合

¹⁰ 本節の記述は、東広島市企画振興部企画課編 (2013) 『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』 4 頁から 8 頁を参考にした。

いが強く、外国との結びつきは希薄だった。しかし、1974（昭和 49）年の市制施行以降、徐々に国際化の気運が高まってきた。1975（昭和 50）年から 1984（昭和 59）年には、広島大学の統合移転計画を核とする「賀茂学園都市建設」と、先端技術産業の活力導入による「産・学・住」の調和したまちづくりを目指した「広島中央テクノポリス建設」が推進され、学術研究分野を中心に東広島市は国際化を展開していった。1987（昭和 62）年には外国人登録者数が 500 人を超え、その対応策の検討を目的として「東広島市国際化推進への提言－世界とふれあう研究学園都市をめざして」が策定された。同年、この提言に基づき「東広島市国際化推進協議会」が設立し、東広島市の国際化推進体制が整備された。1989（平成元）年には旧自治省から「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」が示され、留学生の増加が続く東広島市では留学生を中心とした交流事業が推進された。1990（平成 2）年の「出入国管理及び難民認定法」の改定以降、東広島市においても留学生以外の外国人市民の増加傾向が顕著となり、1991（平成 3）年には外国人登録者数が 1,000 人を突破した。1995（平成 7）年には旧自治省から「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」が示され、1997（平成 9）年には外国人登録者数が 2,000 人を突破した。

2000（平成 12）年代には、外国人市民の増加と急速な環境の変化に対応するため、東広島市の国際化推進の取組みは勢いを増した。2001（平成 13）年には「東広島市国際化推進計画第 2 次提言－相互発展と共存社会の実現」を策定し、2003（平成 15）年には外国人登録者数が 3,000 人を突破した。2005（平成 17）年の 1 市 5 町による合併では、さらに約 300 人の外国人市民が加わった。2006（平成 18）年には総務省から「地域における多文化共生推進プラン」が示され、外国人市民が 4,000 人を超える東広島市は、国際化施策の新たな基本指針を示すため、2008（平成 20）年に第一次東広島市国際化推進プランを 5 か年計画として策定した。2009（平成 21）年には東広島市の外国人登録者数が 4,600 人に達した。2012（平成 24）年には第一次東広島市国際化推進プランが満期に達し、2013（平成 25）年に第二次東広島市国際化推進プランを 5 か年計画として策定した。第二次東広島市国際化推進プランは、第一次東広島市国際化推進プランの総括および「第四次東広島市総合計画」の個別計画として位置付けられている。

表 2 - 1 国および東広島市の国際化推進に関する施策並びに東広島市の外国人登録者数

年(西暦)	国	東広島市	外国人 登録者
-------	---	------	------------

			数(人)
1975 - 1984		「賀茂学園都市建設」・「広島中央テクノポリス建設」を推進	
1987		「東広島市国際化推進への提言～世界とふれあう 研究学園都市をめざして～」の策定および「東広島市国際化推進協議会」の設立	500
1989	「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」の策定		
1990	「出入国管理及び難民認定法」の改定		
1991			1000
1995	「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」の策定		
1997			2000
2001		「東広島市国際化推進計画第2次提言～相互発展と共存社会の実現～」の策定	
2003			3000
2005		1市5町による合併	
2006	「地域における多文化共生推進プラン」の策定		
2008		「第一次東広島市国際化推進プラン」の策定	
2009			4600
2013		「第二次東広島市国際化推進プ	

		ラン」の策定	
--	--	--------	--

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』4 頁から 8 頁より作成。

第二節 東広島市の国際化の現状¹¹

図 2-1 で示したように、日本社会では、生産年齢人口割合の減少、高齢化率の増加、合計特殊出生率の停滞が進んでいる。他方、図 2-2 で示したように、2008 (平成 20) 年 9 月のリーマンショック等による日本経済の停滞および 2011 (平成 23) 年 3 月の東日本大震災の影響から、ここ数年は減少したが、「永住者」「定住者」などの在留資格を持つ外国人市民は急速に増加し、2014 (平成 26) 年現在 200 万人を超えている。

¹¹ 本節の記述は、東広島市企画振興部企画課編 (2013)『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』9 頁から 12 頁を参考にした。

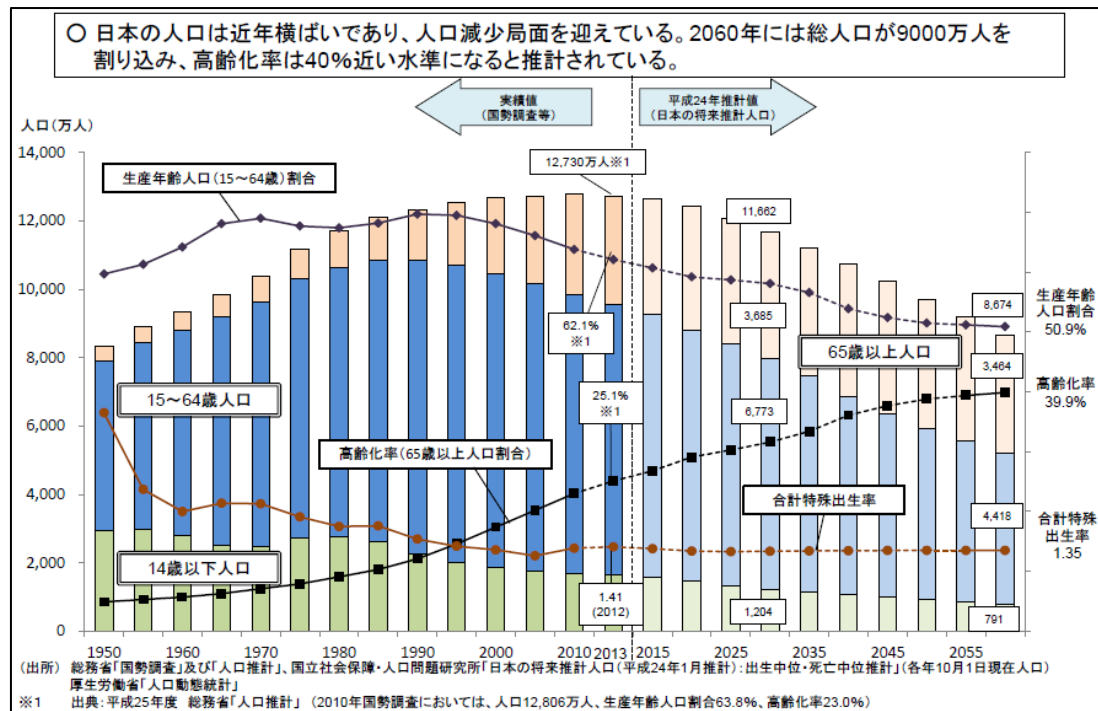


図 2-1 日本の人口の推移

出典) 厚生労働省 (2013) 「日本の人口の推移」

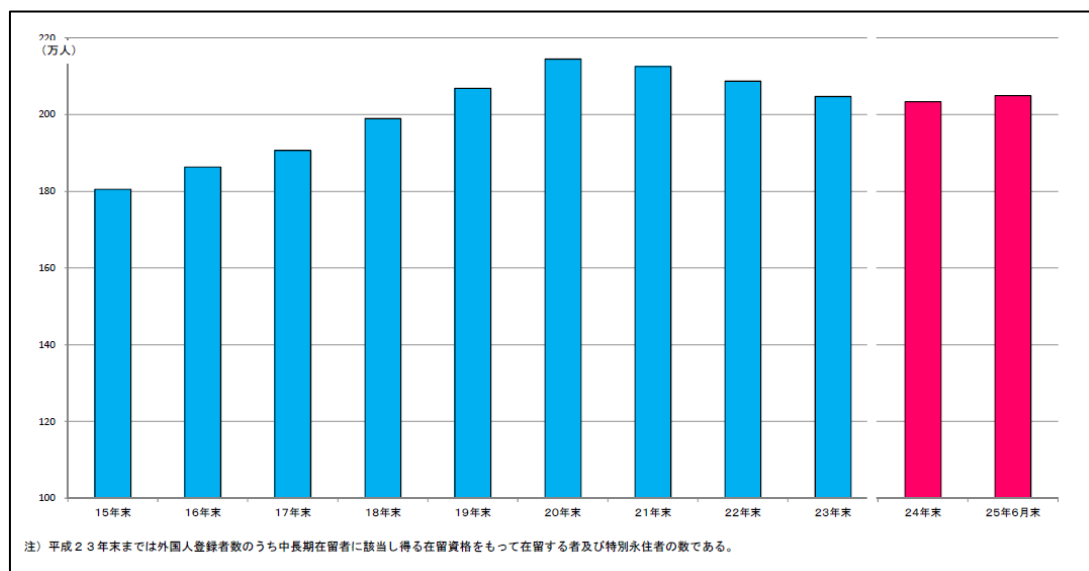


図 2-2 在留外国人の推移

出典) 法務省 (2013) 「平成 25 年 6 月末現在における在留外国人数について (確定値)」

東広島市外国人登録の月次統計によると、2012（平成 24）年 3 月末時点で、東広島市に在住する外国人市民の人口は 4,678 人（県内第 3 位）、総人口に占める割合は 2.6%（県内第 2 位）である。図 2-3 で示したように、外国人市民の人口は長期的には増加傾向にあり、また定住化も進んでいる。他方、図 2-4 で示したように、東広島市においても、2025（平成 37）年を境に人口減少に転じると予測されており、外国人市民の増加による人口構成の大幅な変動を迎えることが予測されている。

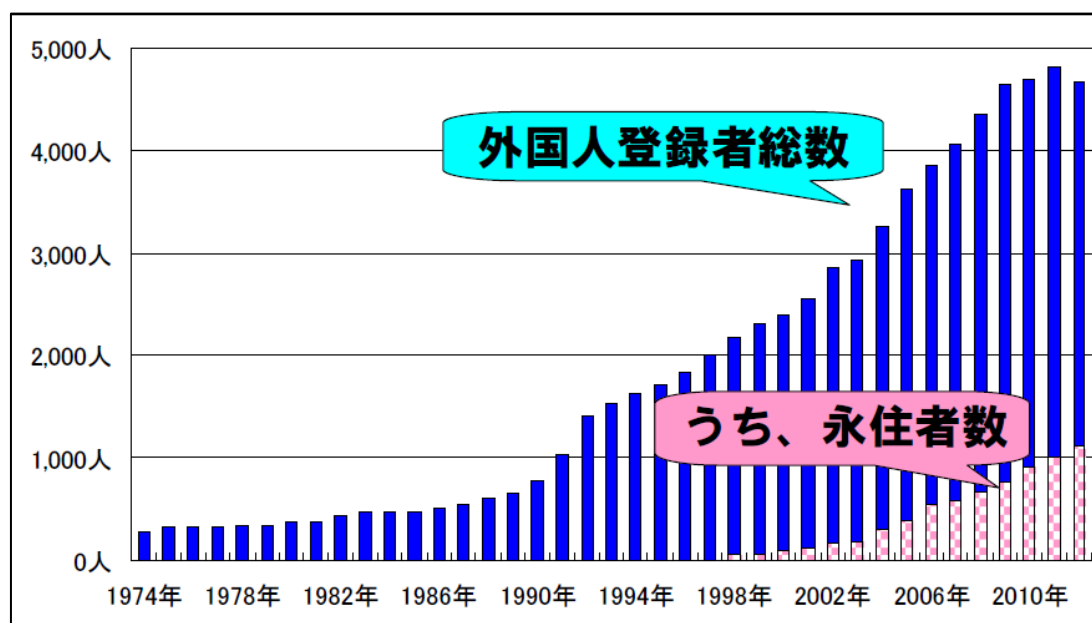


図 2-3 東広島市の外国人登録者数の推移

出所）東広島市外国人登録月次統計（毎年 3 月）

出典）東広島市企画振興部企画課編（2013）『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』10 頁。

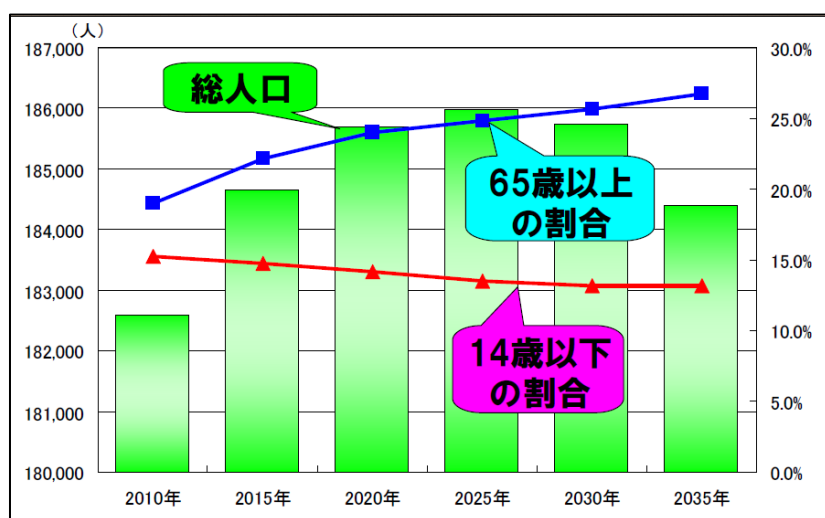


図 2-4 東広島市の総人口等の将来推計

出所) 2012 (平成 24) 年度東広島市人口統計 (中位推計値)

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013) 『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』 10 頁。

注) 2025 (平成 37) 年以降は条件設定を変更せずに推計期間を 2035 (平成 47) 年まで延長して独自推計。

図 2-5 で示したように、2012 (平成 24) 年時点の東広島市における外国人登録者のうち、中国国籍の市民が 5 割以上を占めている。二番目に多い韓国・朝鮮国籍の市民は約 1 割を占めており、「特別永住者」が多い。

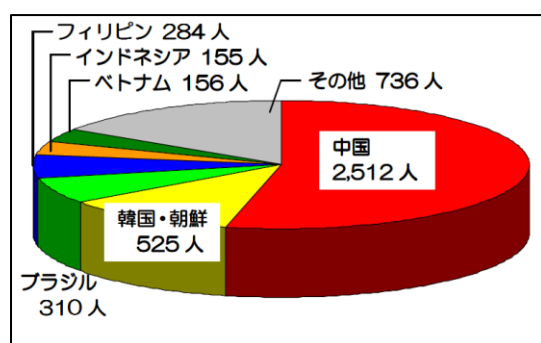


図 2-5 国籍別外国人登録者数

出所) 東広島市外国人登録月次統計 (毎年 3 月)

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013) 『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』 12 頁。

図 2-6 で示したように、東広島市の外国人市民のうち、最も多いのは「永住者」であり、年々増加している。就労などのため来日した「定住者」や日本人との婚姻により「日本人の配偶者等」として来日した外国人市民が、一定の滞在期間を経て、「永住者」の資格に変更するケースが増加しているためである。全体的な特徴として、「留学」と「技能実習」の占める割合が高い。これは、東広島市が学園都市および産業都市でもあるためであると考えられる。

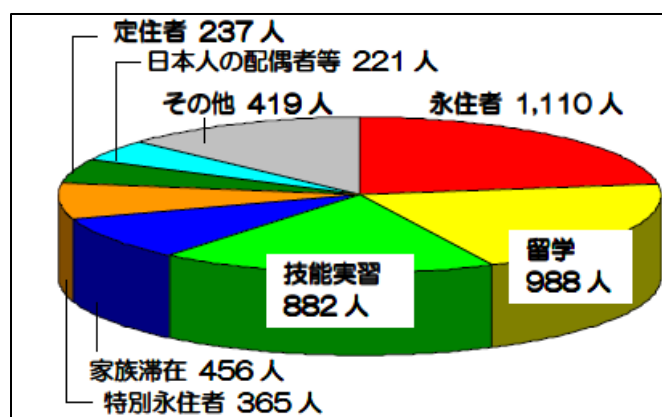


図 2-6 在留資格別外国人登録者数

出所) 東広島市外国人登録月次統計 (毎年 3 月)

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』10 頁。

以上、本章の検討から、東広島市の特徴として、次のようにまとめることができるであろう。第一に、学術研究分野を中心に国際化を展開していること。第二に、2025（平成 37）年を境に人口現状に転じる一方で、外国人市民が増加することで人口構成の大幅な変動に直面することが予測されていること。第三に、学園都市および産業都市であるため、外国人留学生と技能実習生が多いこと。したがって、将来的な人口現状および外国人留学生や技能実習生をはじめとした外国人市民の増加による人口構成の大幅な変動を見据えた取り組みが求められる。そこで、東広島市の国際化という視点をもって、次章では、東広島市の国際化推進の取り組みについて検討していく。

第三章 東広島市の国際化推進の取組み

第一節 第一次東広島市国際化推進プランの結果¹²

東広島市国際化推進プランとは、『外国人を日本人が支援するため』ではなく『外国人市民の自己実現と地域の活性化を一致させる』という積極的視点から、豊かな市民生活を実現し一人ひとりが輝く地域づくりを進める¹³」ために策定された、東広島市国際化推進の基本指針および基本計画である。つまり、東広島市が取組む社会統合政策の基礎であると言える。本研究では、東広島市国際化推進プランを指標として、東広島市の国際化推進の現状および課題について検討する。

東広島市は、2008（平成 20）年に「心豊かに安心して暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念とした第一次東広島市国際化推進プランを 5 か年計画として策定し、それぞれ「国際感覚豊かな人材の育成」「世界に開かれた国際都市としての発展」「外国人市民にとって快適で安心のできるまちの実現」「多文化共生の社会の形成」を目標として定め、各種施策に取組んだ。2012（平成 24）年度末にプランが満期に達した時点で、計画していた 50 事業のうち、39 事業を実施した¹⁴。他方、いくつか未実施事項および課題を残す結果となった。

図 3-1 で示したように、第一次東広島市国際化推進プランの成果を計る指標である外国人市民アンケート調査結果によると、東広島市役所の外国人市民へのサービスについて 66.6%の外国人市民が「いい」「まあまあ、いい」と回答しており、5.9%の外国人市民が「少し悪い」「悪い」と回答した。

¹² 本節の記述は、東広島市企画振興部企画課編（2013）『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』18 頁から 20 頁を参考にした。

¹³ 東広島市企画振興部企画課編（2013）『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』2 頁。

¹⁴ 東広島市企画振興部企画課編（2013）『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』14 頁から 17 頁。

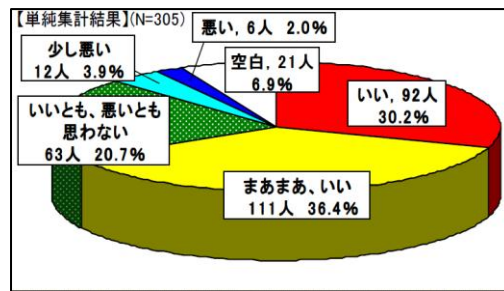


図 3-1 市役所の外国人サービスについての満足度

出所) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『外国人市民アンケート調査結果』Q.14-1。

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』18 頁。

他方、図 3-2 で示したように、外国人市民アンケート調査結果より、サービスの周知度に関して、最も基本的な外国人相談窓口ですら 33.1%の外国人市民が「知りません」と回答するなど、全体的に情報が行き渡っていないことが問題として指摘されている。

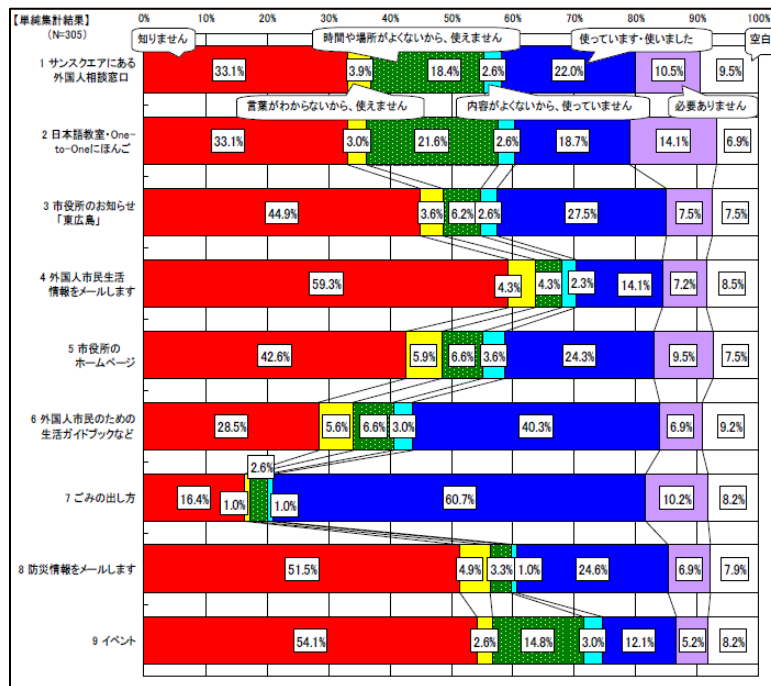


図 3-2 市役所の外国人サービスについての認知度

出所) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『外国人市民アンケート調査結果』Q.3。

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』18 頁。

第二節 第二次東広島市国際化推進プランの現状

2013（平成 25）年に 5 か年計画として策定された「みんながつながるまちづくり」を基本理念とした第二次東広島市国際化推進プランは「外国人市民に向けた施策」「受入住民に向けた施策」「共通する施策」「行政の国際化と体制整備」を目標として定め、各種施策に取り組んだ。第二次東広島市国際化推進プランの位置付けは表 3-1 で示した通りである。

表 3-1 第二次東広島市国際化推進プランの位置付け

(1) 「未来にはばたく国際学術研究都市ーともに育み、人が輝くまち」を将来都市像とする第四次東広島市総合計画の個別計画として定める。
(2) 2008（平成 20）年策定の第一次東広島市国際化推進プランの総括を行う。
(3) 東広島市の国際化を総合的・計画的に推進するための理念・目標・施策の方向性を示すとともに、限られた人材と財源の中で効果的に実施するため、施策の最優先順位を明確にする。

出典）東広島市企画振興部企画課編（2013）『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』2 頁より作成。

2014（平成 26）年現在、第二次東広島市国際化推進プランの進捗報告が公表されていないため、実施・強化を計画している施策の現状がわかっていない。そのため、本研究では、表 3-2 で示したように、第二次東広島市国際化推進プラン全 55 施策のうち、2013（平成 25）年度に実施・強化を計画した 13 施策、2014（平成 26）年度に実施・強化を計画した 23 施策について分析する（そのうち、重点または最重点に指定された施策は 15 ある）¹⁵。

分析するにあたり、第二次東広島市国際化推進プランを参考に、各施策の現状・課題および方向性について報告する。また、「第二次東広島市国際化推進プラン」進捗報告（以下、進捗報告と略す。）¹⁶、東広島市企画振興部企画課（以下、企画課と略す。）の A 氏・B 氏との聞き取り調査を参考に、2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況についても報告する。

¹⁵ 「実施」とは、未実施（無記入）の項目について事業を開始するもの。「強化」とは、既に実施しているが、内容の変更や改善等を行うもの。「継続」とは、プラン作成時点で実施しており、同内容で実施（継続）するもの。

¹⁶ 第二次東広島市国際化推進プランにおける進捗状況報告書。各年度末に更新されるため、2013 年度の進捗状況のみ記載されている（2014 年 11 月現在）。

表 3-2 2013（平成 25）年度または 2014（平成 26）年度に実施・強化を計画した施策

1. 外国人市民に向けた施策
(1) 転入前の支援
① 【重点】生活情報の事前提供 [2013, 2014]
(2) 生活開始時の支援
① 【重点】外国人生活オリエンテーション [2013, 2014]
② 【重点】個人別案内票の作成 [2013, 2014]
(3) 多言語相談
① 外国人相談窓口 [2014, 2015]
② 交流団体との連携による多言語情報の提供 [2014, 2015]
(4) 日本語学習
① 日本語教室の充実 [2014, 2015]
② インターネットを利用した日本語学習 [2014, 2015]
(5) 保健・医療・福祉
① 【重点】通訳派遣システムの構築 [2013, 2014]
(6) 子育て・教育
① 通訳派遣システムの構築 [2013, 2014]
(7) 防災
① 外国人市民への啓発 [2014, 2015]
② 【重点】災害時対応のための体制整備 [2013, 2014]
(8) サービスの存在周知
① 【最重点】対象者への全戸配布による周知 [2013, 2014, 2015, 2016, 2017]
② 【最重点】市役所ホームページ等の多言語情報の充実 [2013, 2014, 2015, 2016, 2017]
2. 受入住民に向けた施策
(1) サポート情報等の提供
① 【重点】支援団体等への情報通知 [2013, 2014]

3. 共通する施策
(1) 交流機会の創出
① 【重点】 地域や支援団体等と外国人市民を結ぶ取組み [2014, 2015]
(2) 意見の集約
① 市民意見の常時収集 [2013, 2014]
4. 行政の国際化と体制設備
(1) 庁内体制の整備
① 【重点】 多文化共生コーディネーターの活用 [2013, 2014]
② 庁内通訳体制の整備 [2014, 2015]
③ 翻訳に係るガイドラインの整備 [2013, 2014]
④ 【重点】 翻訳に係るガイドラインの整備 [2013, 2014]
(2) 市外連携
① 周辺市町の連携 [2014, 2015]
② 外部組織・広域連携推進組織等との連携 [2014, 2015]
③ 【重点】 広域連携人的ネットワークの活用 [2014, 2015]

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』56 頁から 57 頁より作成。

注) [] 内の数字は実施・強化目標年度を示す。

1. 外国人市民に向けた施策

(1) 転入前の支援

① 【重点】 生活情報等の事前提供 [2013, 2014]
東広島市に転入する前に、東広島市の概要、位置、交通アクセス、東広島市内マップ、気候、まちの規模・生活環境の説明と風景写真などの生活情報を取得できる環境を整備する。情報伝達手段としてインターネットを積極的に活用する。
<2014 (平成 26) 年 11 月現在の達成状況>
2013 (平成 25) 年度から実施予定であったが、取組めていない。2014 (平成 26) 年度から東広島市の生活情報を少しずつホームページに掲載するなどの取組みを行っている。

(2) 生活開始時の支援

①【重点】外国人生活オリエンテーション [2013, 2014]
表 3-3 で示したように、外国人生活オリエンテーション資料が全体的に行き渡っていない。そのため、引き続き「外国人生活オリエンテーション嘱託員」を配置し、多言語表記の「オリエンテーションパック」を作成するとともに、日時や場所によってオリエンテーションを受けられない外国人市民に対応するため、オリエンテーション動画を作成し公開する。
<2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況>
2008（平成 20）年度から外国人生活オリエンテーション嘱託員を庁内に配置し、また同年から多言語表記の生活情報メールサービスを実施している。2013（平成 25）年度には、新規の外国人市民のオリエンテーションを担当する、住民登録担当課の職員を対象とした研修を行った。

表 3-3 年間の転入・転出者数と外国人生活オリエンテーション資料配布実績

	入国・転入者		出国・転出者
		(内、外国人生活オリエンテーション資料配布実績)	
平成21年	1,523人	(728人)	1,594人
平成22年	1,627人	(640人)	1,477人
平成23年	1,509人	(641人)	1,644人

出所) 外国人登録事務に関する実績調査票および外国人生活オリエンテーション実績表

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』28 頁。

②【重点】個人別案内票の作成 [2013, 2014]
個人別案内票は、外国人市民一人ひとりが一目でわかるような体制づくりを実現するため、住民登録・国民健康保険・国民年金などの項目について、それぞれの必要性、手続き

が未処理か処理済みの状態、期限などを記載したものである。個人別案内票は、住民登録の際のオリエンテーションで渡すとともに、就職・結婚・出産など状況に変化が生じた際に、随時作成できるようにする。

＜2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況＞

2014（平成 26）年度から個人別案内票作成に取り組んでいるが、施行するまでには至っていない。

(3) 多言語相談

①外国人相談窓口 [2014, 2015]

相談員を対象とした研修や他団体との連携を強化する。現在対応している英語・中国語・ポルトガル語以外の外国語の対応や、地域を回る出前型相談等も、期間を限定するなどして実施する。

＜2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況＞

（公財）東広島市教育振興事業団の支援により、2009（平成 21）年度に外国人相談窓口の拡充を行った。また、2014（平成 26）年度から同事業団の支援により、弁護士団の協力を経て、外国人法律相談を実施している。2014（平成 26）年時点では、現在対応している外国語以外の対応や出前型相談等は実施されていない。

②交流団体との連携による多言語情報の提供 [2014, 2015]

外国人市民の支援に取り組む各種団体や外国人市民の自助組織と連携し、多言語による情報提供を推進する。

＜2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況＞

実施・強化なし。2015（平成 27）年度に持ち越しが想定される。

(4) 日本語学習

①日本語教室の充実 [2014, 2015]

図 3-3 で示したように、各質問項目において、「できます」「だいたい、できます」と回答した外国人市民がおよそ 50%であるので、今後も日本語教室の提供が求められる。教

室型（1人の講師が中心となって、カリキュラムに従い全員一斉に講義を受ける形式）、交流型（複数のボランティアが、外国人市民個人ごとの要望に合わせて、会話を楽しみながら学習する形式）、One-to-One にほんご（外国人市民とボランティアが1対1で日本語学習等を進める形式）等、地域の実情に合わせた複数のタイプの日本語教室を提供する。また、日本語教室が日本語学習のみならず、日本社会・地域社会に関する学習機会と交流の場としての機能を果たすように努める。

＜2014（平成26）年11月現在の達成状況＞

1992（平成4）年から（公財）東広島市教育振興事業団を中心に、サンスクエア東広島を拠点に、日本語教室の設置および運営を行っている。2009（平成21）年度には中国帰国者の会の日本語教室の運営支援、2010（平成22）年度には日系人就労準備研修の支援を行った。日本語教室のほとんどはボランティアで成り立っているため、東広島市としては、場の提供や交通費、教材費等の財源を支援している。

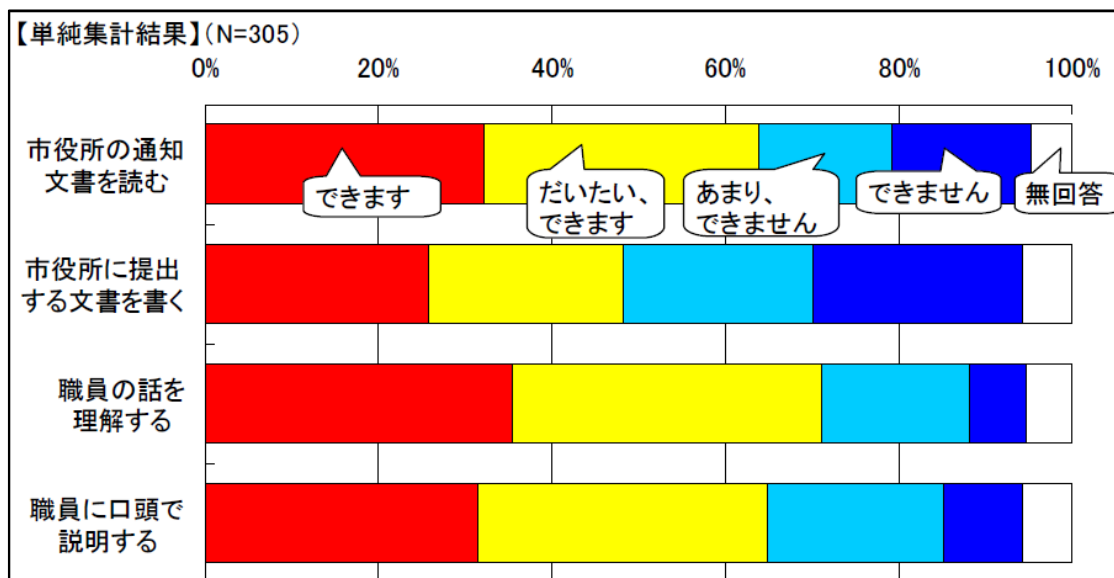


図3-3 外国人市民の日本語能力

出所）東広島市企画振興部企画課編（2013）『外国人市民アンケート調査結果』Q.6。

出典）東広島市企画振興部企画課編（2013）『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』32頁。

②インターネットを利用した日本語学習 [2014, 2015]
場所や時間等の問題によって、日本語教室に参加できない外国人市民を対象に、インターネットを利用して日本語学習ができる環境を整備する。
<2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況>
実施・強化なし。2015（平成 27）年度に持ち越しが想定される。

(5) 【重点】保険・医療・福祉

①通訳派遣システムの構築 [2013, 2014]
図 3-4 および図 3-5 で示したように、外国人市民が保険・医療・福祉の制度について十分に理解していないため、医療保険や年金に加入していない場合がある。また現場では、意思疎通に障害が生じるなど安心・安全な環境が整っていない。通訳派遣については、集団健康診断や訪問事業者等の保険分野を中心としたシステム構築を目指す。
<2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況>
2012（平成 24）年度から福祉部が実施する乳児家庭全戸訪問事業や集団健康診断への通訳同行を支援している。中国語が必要な場合は、嘱託員が同行して言語の対応をしている。2014（平成 26）年度は強化目標を立てていたが、結局現状を継続している。

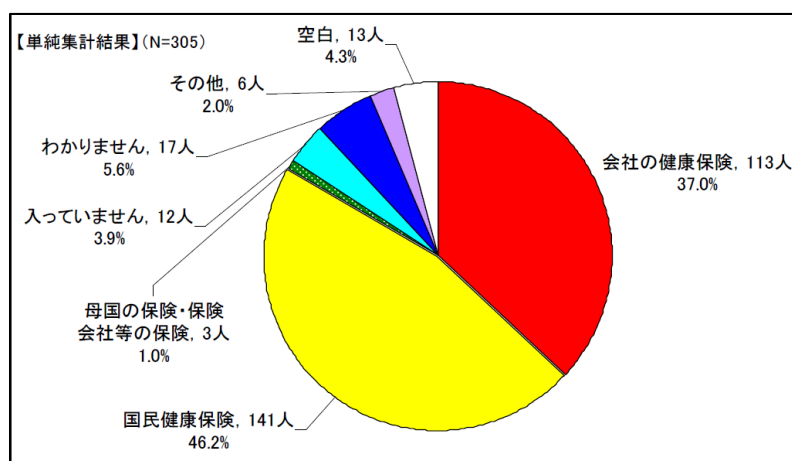


図 3-4 外国人市民の健康保険の加入状況

出所) 東広島市企画振興部企画課編 (2013) 『外国人市民アンケート調査結果』2Q.10-1。

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013) 『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』36 頁。

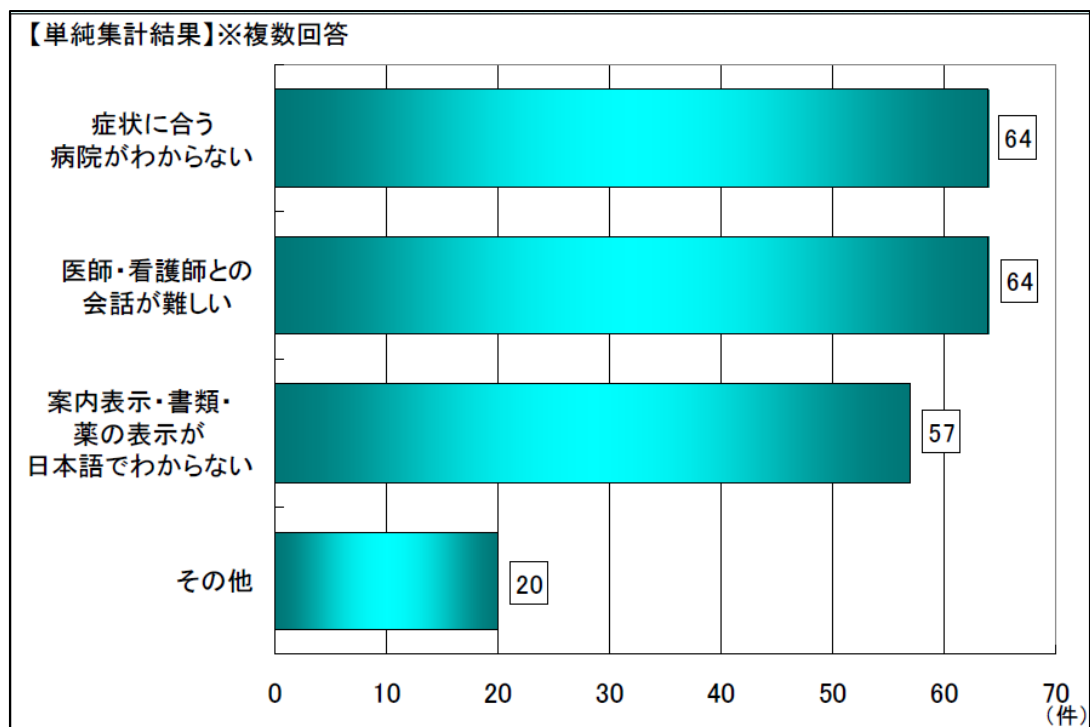


図 3-5 外国人市民が病院で困ること

出所) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『外国人市民アンケート調査結果』Q.10-3。

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』36 頁。

(6) 子育て・教育

①通訳派遣システムの構築 [2013, 2014]

図 3-6 で示したように、子育てにおいても「外国語の情報が少ない」をはじめとした言葉に関する問題がある。日本語や日本の慣習に不慣れな外国人市民にとって、子育てや教育は大きな不安や負担に繋がる。また教育では、外国人市民は義務教育ではないことや日本語習得が困難なことから、全国的に不就学になる例が多発しており、高校進学や就職もできない外国人市民に適切な支援が行われていない。通訳派遣については、ボランティア通訳を育成し、重要な面談や説明会などの需要が高い現場を中心に、通訳派遣を行うシステムの構築を目指す。

<2014 (平成 26) 年 11 月現在の達成状況>

生活一般の通訳派遣はできて、校内までには至っていない。

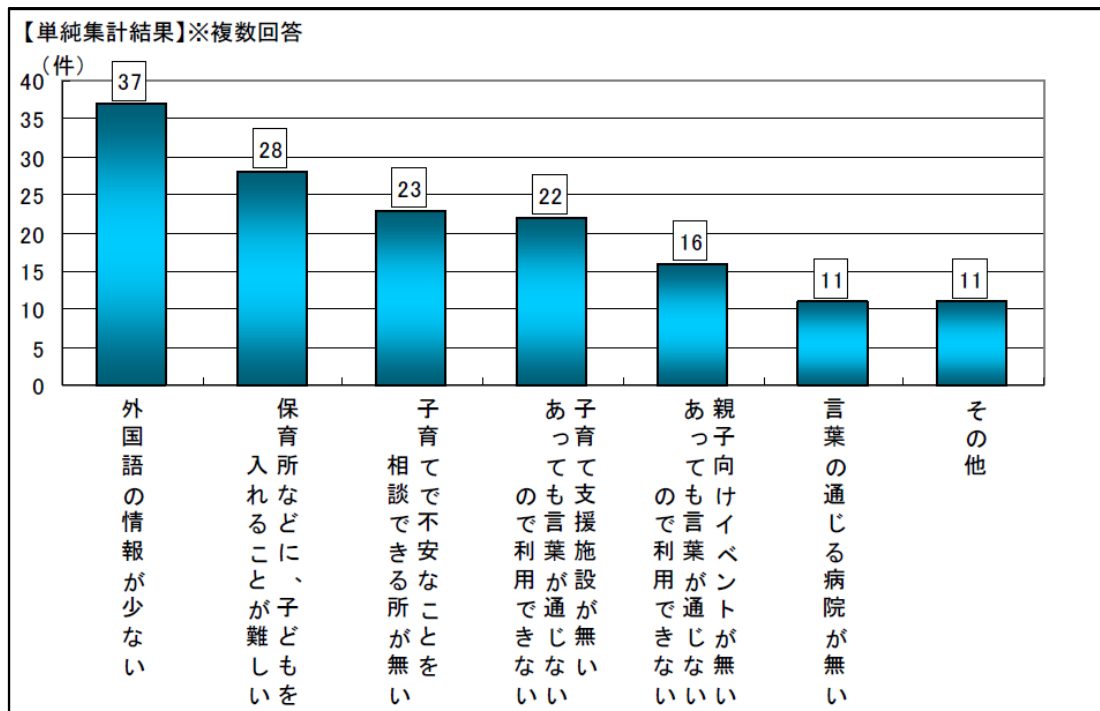


図 3-6 外国人市民が子育てで困っていること

出所) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『外国人市民アンケート調査結果』Q.8-2。

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』37 頁。

(7) 防災

①外国人市民への啓発 [2014, 2015]
災害時の対応や避難場所等について、ガイドブックやマップ、動画や防災教室などの媒体を活用して外国人市民への周知を推進し、防災への意識を高める。また外国人市民とサポート者を対象とした防災訓練の実施を検討する。
<2014 (平成 26) 年 11 月現在の達成状況>
実施・強化なし。2015 (平成 27) 年度に持ち越しが想定される。

②【重点】災害時対応のための体制整備 [2013, 2014]
図 3-7 で示したように、災害時に自力で避難できる人は 20.3%であり、大規模災害時の対応は困難であると推測される。災害時の混乱状態を防ぐため、災害時に有効な対応マ

マニュアルを作成する。

＜2014（平成26）年11月現在の達成状況＞

外国人市民向けに、ガイドブック等による防災への啓発、多言語生活マップへの避難場所掲載および年に1回程度の防災教室を実施している。災害が起こった時に備え、災害時マニュアルの作成に取り組もうとしているが、多言語対応センターとの協力関係が結べていないため、実施されていない。

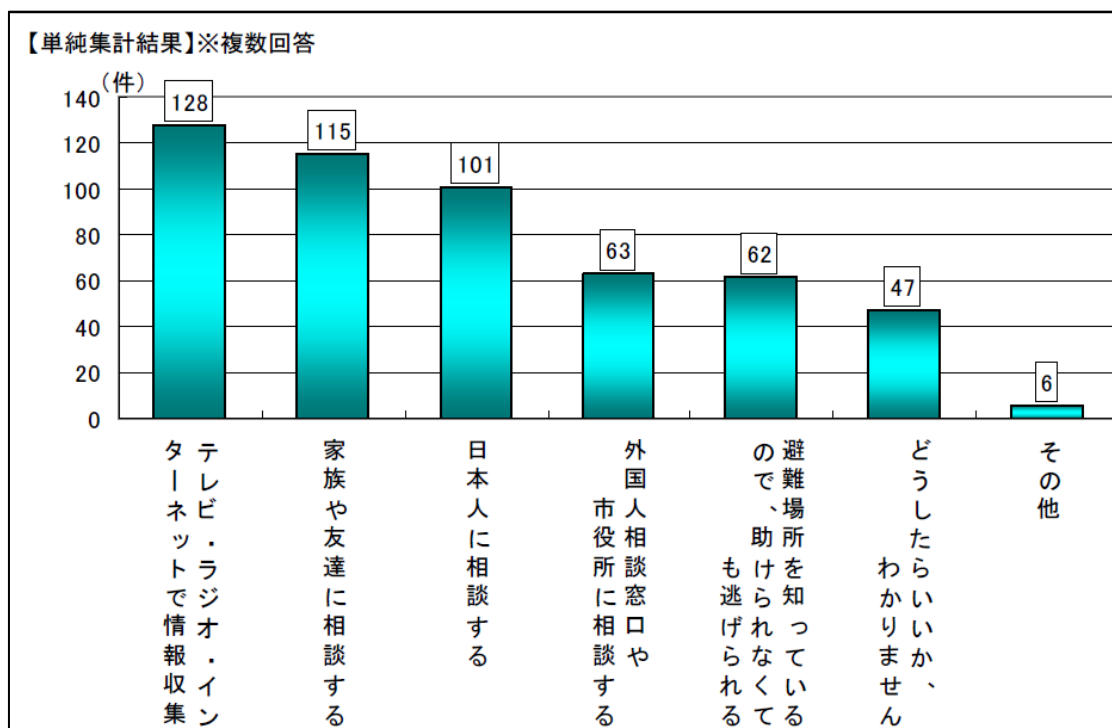


図3-7 災害時の外国人市民の対応

出所）東広島市企画振興部企画課編（2013）『外国人市民アンケート調査結果』Q.11-2。

出典）東広島市企画振興部企画課編（2013）『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』40頁。

（8）サービスの存在周知

①【最重点】対象者への全戸配布による周知〔2013, 2014, 2015, 2016, 2017〕

図3-8で示したように、東広島市が提供するサービスの存在を知らない人が数多くいることが明らかになった。現状を打破するため、外国人市民に対して、日本語の理解度や

東広島市居住期間なども考慮に入れ、相談窓口をはじめとしたサービス紹介文書を多言語で全戸配布する。

＜2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況＞

2013（平成 25）年度に東広島市の外国人世帯に多言語のはがきや資料を郵送した。言語は世帯に対応した。成果を計る指標がないため、郵送がどの程度効果があったかについてはわからない。

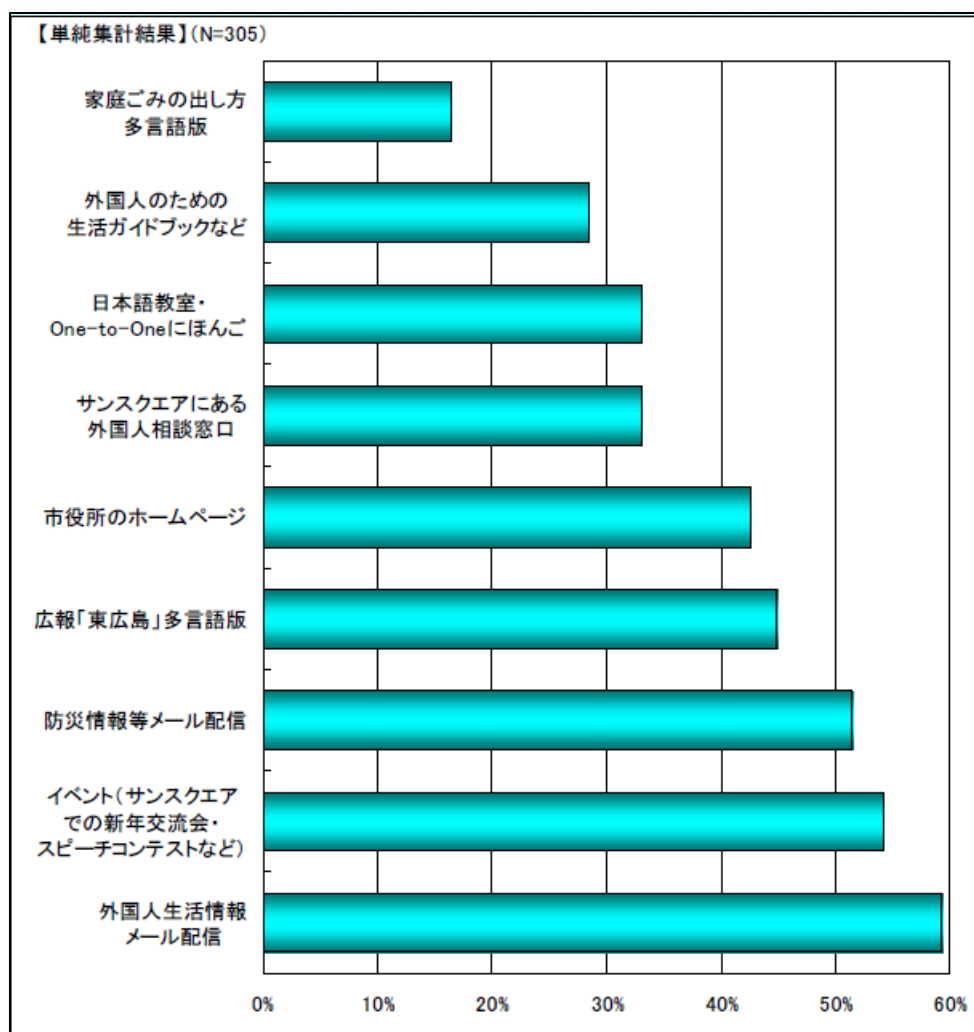


図 3-8 市のサービスについて、外国人市民が「知らない」と回答した割合

出所) 東広島市企画振興部企画課編 (2013) 『外国人市民アンケート調査結果』 Q.3。

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013) 『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』 44 頁。

②【最重点】市役所ホームページ等の多言語情報の充実 [2013, 2014, 2015, 2016, 2017]
長文の翻訳では正確性の劣る自動翻訳に頼らず、初めから多言語に翻訳したホームページを作成し、情報提供を行う。
＜2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況＞
2013（平成 25）年度に外国人市民向支援事業（日・英・中・葡併記の多言語専用ページ）のレイアウトを改善。ホームページ等の多言語情報の改善には、随時取組んでいる。

2. 受入住民に向けた施策

(1) サポート情報等の提供

①【重点】支援団体等への情報周知 [2013, 2014]
市の広報誌や住民自治協議会内の連絡体制などを活用し、国際化に係る行政サービスの存在、支援できる範囲、具体的事例、問い合わせ先などを正確に伝える。また各種メディアやイベントを活用して、支援団体や住民への効果的な周知方法を模索する。
＜2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況＞
2013（平成 25）年度に庁内に多言語情報専用掲示板を設置した。また同年に、県の補助金の一部を使って、東広島市でラジオ番組（FM 東広島）を一本購入して、日本語教室の案内を知らせた。しかし、成果を計る指標がないため、どの程度効果があったかについてはわからない。

3. 共通する施策

(1) 【重点】交流機会の創出

①地域や支援団体等と外国人市民を結ぶ取組み [2014, 2015]
図 3-9 で示したように、各種交流イベントへの参加者はそれほど多くないことが明らかになった。他方、半数近くが「これから行きたい」「日本語がいないなら行きたい」と回答しており、需要が多いことも事実である。地域や支援団体等と外国人市民を結ぶ取組みとして、既存の支援や取組みを双方に適宜 PR することをはじめ、交流機会の創出を目指す。

＜2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況＞
実施・強化なし。2015（平成 27）年度に持ち越しが想定される。

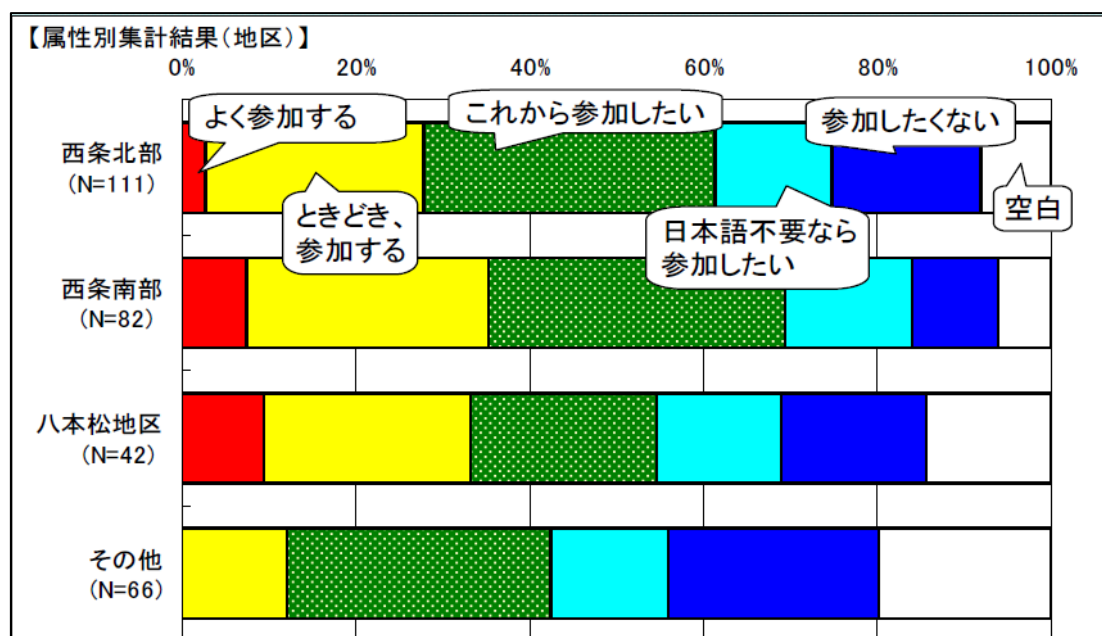


図 3-9 外国人市民の国際交流イベントへの参加状況

出所) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『外国人市民アンケート調査結果』Q.13-2。

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』48 頁。

(2) 意見の集約

①市民意見の常時収集 [2013, 2014]
アンケートを効果的に分析するため、日本人・外国人市民の双方に実施する。また、アンケート回収率を上げるための工夫を凝らす。
＜2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況＞
相談窓口や住民自治協議会等から情報を収集している。また、プラン改定に合わせて外国人市民アンケート調査を実施している。

4. 行政の国際化と体制設備

(1) 庁内体制の設備

①【重点】多文化共生コーディネーターの活用 [2013, 2014]
東広島市の国際化を体系的に進めるため、引き続き多文化共生コーディネーターを配置する。コーディネーターには、多文化共生や日本語教育等の専門的知識と経験を有し、かつマルチリンガルとしての能力を有する人材が就き、頻繁に所属が変わる一般職員とは別に専門的な見地から施策全体を考察する。職員との役割分担を明確にした上で、国際化施策に係る企画立案、日本語教室のコーディネートとカリキュラム・教材開発、ボランティア育成等の事業実施の中心を担う。
<2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況>
東広島市として雇用している多文化共生コーディネーターは 1 名のみ。東広島市や広島県でも、多文化共生コーディネーターを育成する機会を整備する必要があると議論している。

②庁内通訳体制の整備 [2014, 2015]
庁内に通訳を置く体制を整備する。
<2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況>
実施・強化なし。2015（平成 27）年度に持ち越しが想定される。

③職員啓発 [2013, 2014]
東広島市の特徴として、日本語能力に秀でた留学生が多く、また長年日本語教室を実施してきた実績から、「やさしい日本語」ならば意志疎通を十分に熟す外国人市民が多いことが挙げられる。職員に「やさしい日本語」を浸透させ、通訳なしでも意志疎通が図れるような体制を整備する。
<2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況>
2013（平成 25）年度に、外国人関連事務担当者研修およびオリエンテーション嘱託員による関連所属への研修を実施した。

④【重点】翻訳に係るガイドラインの整備 [2013, 2014]
必要不可欠な情報から優先的に多言語化を進めるとともに、用語の統一や、翻訳精度のばらつき等を防ぐためのネイティブチェックの必須化などを盛り込んだ、翻訳ガイドラインを設ける。
<2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況>
庁内に通訳を配置することができていないため、オリエンテーション嘱託員が通訳を代行している。オリエンテーション嘱託員不在のために備え、単語集や会話集などの基本的なマニュアルを作成している。

(2) 市外連携

①周辺市町との連携 [2014, 2015]
周辺市町と連携して、相互に人材や資源を有効に活用し合う体制を整備する。
<2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況>
実施・強化なし。2015（平成 27）年度に持ち越しが想定される。

②外部組織・広域連携推進組織等との連携 [2014, 2015]
県内他市町との課題を共有し、解決に向けて連携を強化する。日本司法支援センターや入国管理局、警察などの外部の組織とも積極的に連携し、協力体制を構築する。
<2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況>
実施・強化なし。2015（平成 27）年度に持ち越しが想定される。

③【重点】広域連携人的ネットワークの活用 [2014, 2015]
東広島市では、既に広域連携人的ネットワークが根付いているので、職員や相談員などを、研修・交流の場に派遣するなどして、ネットワークに参画し活躍できる体制を整える。
<2014（平成 26）年 11 月現在の達成状況>
東広島市は、1989（平成元）年から財団法人ひろしま国際センターが主催する「ひろしま国際交流サミット」に参加している。また、2008（平成 20）年から広島県内における

多文化共生の地域づくりを進めるための組織である、県内 23 全市町で構成する「ひろしま多文化共生連絡会議」や、2013（平成 25）年から留学生支援を目的とした「広島県留生活躍支援センター」に参加している。

以上の分析の結果から、表 3-4 で示したように、2013（平成 25）年度に実施・強化を計画した 13 施策のうち、8 施策（約 62%）の実施・強化が行われていないこと、2014（平成 26）年度に実施・強化を計画した 23 施策のうち、過半数の施策の実施・強化が行われていないことが明らかになった（進捗報告は年度毎に更新されるため、2014（平成 26）年度に実施・強化を計画した施策の正確な達成状況を計ることはできない（2014（平成 26）年 11 月現在））。第二次東広島市国際化推進プランは 5 か年計画として策定されているため、2015（平成 27）年度、2016（平成 28）年度、2017（平成 29）年度に実施・強化が計画されている施策がまだ控えている。しかし、以上の分析の結果から、第二次東広島市国際化推進プランが円滑的・効率的に実施されているとは言えない。そのため、第二次東広島市国際化推進プランの実施方法の再検討が必要であると言える。

表 3-4 H25 または H26 に実施・強化を計画した施策の進捗状況

基本 目標	施策の方向性		進捗状況		
			区分	H25	H26
1. 外国人市民に 向けた施策	(1) 転入前の支援	①生活情報の事前提供	計画	●	●
			進捗		
	(2) 生活開始時の 支援	①外国人生活オリエンテーシ ョン	計画	●	●
			進捗	●	
		②個人別案内表の作成	計画	●	●
			進捗		
	(3) 多言語相談	①外国人相談窓口	計画	⇒	●
			進捗	●	
		②交流団体との連携による多 言語情報の提供	計画		●
			進捗		
	(4) 日本語学習	①日本語教室の充実	計画	⇒	●

		②インターネットを利用した 日本語学習	進捗	●	
			計画		●
			進捗		
	(5) 保険・医療・ 福祉	①通訳派遣システムの構築	計画	●	●
			進捗	⇒	
	(6) 子育て・教育	①通訳派遣システムの構築	計画	●	●
			進捗		
	(7) 防災	①外国人市民への啓発	計画		●
			進捗		
		②災害時対応のための体制設 備	計画	●	●
			進捗		
	(8) サービスの存 在周知	①対象者への全戸配布による 周知	計画	●	●
			進捗	●	
		②市役所ホームページ等の多 言語情報提供	計画	●	●
			進捗	●	
2. 受入住民に向 けた施策	(1) サポート情報 等の提供	①支援団体への情報通知	計画	●	●
			進捗	●	
3. 共通する施策	(1) 交流機会の創 出	①地域や支援団体等と外国人 市民を結ぶ取組み	計画		●
			進捗		
	(2) 意見の集約	①市民意見の常時収集	計画	●	●
			進捗	⇒	
4. 行政の国際化 と体制整備	(1) 庁内体制の整 備	①多文化共生コーディネータ ーの活用	計画	●	●
			進捗	⇒	
		②庁内通訳体制の整備	計画		●
			進捗		
		③職員啓発	計画	●	●
			進捗	●	
		④翻訳に係るガイドラインの 整備	計画	●	●
			進捗		

	(2) 市外連携	①周辺市町との連携	計画		●
			進捗		
		②外部組織・広域連携推進組織等との連携	計画		●
			進捗	⇒	
		③広域連携人的ネットワークの活用	計画		●
			進捗		

●	実施・強化	⇒	継続		未実施
	重点		最重点		

出典) 東広島市企画振興部企画課 (2014) 『第二次東広島市国際化推進プラン』進捗報告」より作成。

第三節 第二次東広島市国際化推進プランの課題

表 3-1 で示したように、第二次東広島市国際化推進プランは第一次東広島市国際化推進プランの総括と位置付けられているが、第二次東広島市国際化推進プランでは、第一次東広島市国際化推進プランの未実施課題および課題について分析が行われていなかった。そのため、本研究では、2014（平成 26）年現在、第一次東広島市国際化推進プランにおける 8 つの未実施事項および課題の進捗状況について分析した。

以上の分析の結果、表 3-5 で示したように、8 つの未実施事項および課題のうち、6 つの未実施事項および課題が第二次東広島市国際化推進プランの施策に対応しているが、実施・強化を行った施策がないことが明らかになった（2014（平成 26）年 11 月現在）。本章第二節でみたように、第二次東広島市国際化推進プランが円滑的・効率的に実施されていないため、第二次東広島市国際化推進プランの実施方法の再検討が必要であるとまとめたが、以上の分析の結果から、東広島市国際化推進プランの見直し、つまり、東広島市国際化推進プランの実施方法をはじめとした実施体制の見直しが必要であると言える。

表 3-5 第一次東広島市国際化推進プランにおける未実施事項および課題の進捗状況

第一次東広島市 国際化推進プラン	第二次東広島市国際化推進プラン
---------------------	-----------------

未実施事項および課題	施策の方向性	進捗状況					
		区分	H25	H26	H27	H28	H29
1. 各種団体との連携による 多言語情報の提供	交流団体との連 携による多言語 情報の提供	計画		●	●	⇒	⇒
		進捗					
2. 居住環境を整えるための 「地縁団体を中心とする取組 みの促進」	居住支援のため の情報提供	計画	⇒	⇒	●	●	⇒
		進捗	⇒				
3. 商工会議所などとの連携 による就業環境の改善支援	労働	計画				●	●
		進捗					
4. 防災に係る 3 つの事業	防災	計画	●	●	●	⇒	⇒
		進捗					
5. 「(仮称) 外国人市民懇話 会」の設立		計画					
		進捗					
6. 外国人市民のネットワー ク・自助組織の支援、外国人 市民の地域社会への参画	自立と地域社会 への参画	計画	⇒	⇒	⇒	●	●
		進捗	⇒				
7. 国際交流員などの活用	多文化共生コー ディネーターの 活用	計画	●	●	⇒	⇒	⇒
		進捗	⇒				
8. 「(仮称) 東広島市国際化 協会」の設立		計画					
		進捗					

出典) 東広島市企画振興部企画課編 (2013) 『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』19 頁から 20 頁。同編 (2014) 『第二次東広島市国際化推進プラン』進捗報告書」より作成。

注 1) 労働は「就労支援」「労働環境の改善」を示す。防災は「外国人市民への啓発」「災害時対応のための体制整備」を示す。自立と地域社会への参画は「外国人市民のネットワーク・自助組織との連携」「外国人市民の地域社会への参画」「外国人市民のボランティアへの参加」「行政分野等における外国人市民の活力導入」を示す。

注 2) 『第二次東広島市国際化推進プラン』進捗報告書』において、注 1 の施策のうち、「実施・強化」と「継続」が重複した場合は「実施・強化」を優先して示している。

「防災に係る 3 つの事業」「国際交流員などの活用」は 2013（平成 25）年度に実施・強化を計画していたが、実施・強化には至っていない（2014（平成 26）年 11 月現在）。また、「各種団体との連携による多言語情報の提供」は来年度に持ち越されることが想定される。さらに、「居住環境を整えるための『地縁団体を中心とする取組みの促進』」「商工会議所などとの連携による就業環境の改善支援」「外国人市民のネットワーク・自助組織の支援、外国人市民の地域社会への参画」は 2012（平成 24）年に第一次東広島市国際化推進プランが満期に達した時点で、未実施事項および課題として明らかになっていたにも関わらず、2015（平成 27）年度以降にようやく実施・強化が計画されている。その中でも特に「商工会議所などとの連携による就業環境の改善支援」は未実施状態が続いており、自治体からの施策の策定および実施の難しさを物語っている。

「(仮称) 外国人市民懇話会の設立」「(仮称) 東広島市国際化協会の設立」の 2 課題が第二次東広島市国際化推進プランの施策に対応していないと判断した理由は、進捗報告において、(仮称) 外国人市民懇話会および(仮称) 東広島市国際化協会の設立に対応した記述が記載されていないためである。その理由として、(仮称) 外国人市民懇話会および(仮称) 東広島市国際化協会の設立は多分野に影響を及ぼすことが想定されるため、分野別に施策を提示している第二次東広島市国際化推進プランにおいて、具体的に明記することができなかったためであると考えられる。

以下、未実施事項および課題の中でも対応が急がれる事業の検討および 2015（平成 27）年度以降の取組みに対して提言する。

1. 商工会議所などとの連携による就労環境の改善支援

国の出入国管理政策において、非熟練労働者に就く外国人は、日系人などの一定の身分や地位を有する者として在留を認める場合を除き、受入れないという方針を示している。しかし、外国人技能実習制度が低賃金・単純労働者受入れ制度として濫用されていること、「永住者」や「定住者」の在留資格を持つ日系南米人の卑劣な就労環境で働かされていることが長年に渡って国内外から指摘されている。2013（平成 25）年 6 月には米国国務省人身売買監視対策室から外国人技能実習制度が「搾取的」とであると批判されるなど、世界

から不名誉な評価が下されている¹⁷。また、(一社) 移民政策研究所所長の坂中英徳氏をはじめとした多くの学者から「米国、中国から現代版奴隷制度と呼ばれ、国際社会のひんしゅくを買っている外国人技能実習制度ときっぱり手を切るべきだ¹⁸」と証言されている。

広島県もその例外ではない。スクラムユニオンひろしま¹⁹の C 氏との聞き取り調査を通じて、2013（平成 25）年 3 月に広島県江田島市のカキ養殖加工会社で、中国人の技能実習生により同工場の日本人経営者を含めた社員 8 人が殺傷された事件が起こったが、その背景には外国人技能実習制度があったことが確認できた。また、「広島県においても、非熟練労働に就く日系南米人のうち、多くは非正規雇用で雇用形態として非常に不安定であるほか、解雇、賃金未払いおよび長時間労働をはじめとした悪質な就労環境に従事させられている」C 氏は指摘している。

東広島市において、外国人市民アンケート調査結果より、図 3-12 で示した「お金・仕事についての満足度」について「技能実習」の在留資格を持つ外国人市民のおよそ 70%、「永住者」や「定住者」の在留資格を持つ外国人市民のおよそ 40%が「いい」「まあまあ、いい」と回答した。しかし、本結果について、C 氏は「満足度」という言葉の定義が曖昧であることが問題であると指摘し、本アンケート結果が実態を十分に反映していないと言及している。本アンケート結果が実態を反映していない理由について、C 氏は次のように述べている。「アンケートの結果は、母国との賃金格差や労働環境を比較した結果になっていると思います。もし仮に、日本人市民と比較したアンケート調査であつたら、結果は変わっていたと思います。」東広島市では日系南米人を含む「永住者」の在留資格が最も多いこと、「技能実習」の在留資格を持つ外国人市民が「永住者」や「留学」の在留資格を持つ外国人市民に次いで三番目に多いことを踏まえ、就労環境の改善支援に積極的に取り組むべきである。

¹⁷ 米国大使館（2012）「米国国務省民主主義・人権・労働局」

¹⁸ 坂中英徳（2014）『日本型移民国家への道〔新版〕』85 頁。

¹⁹ 広島県内の外国人労働者や派遣労働者の組織化を進めるために結成された個人加盟による労働組合。

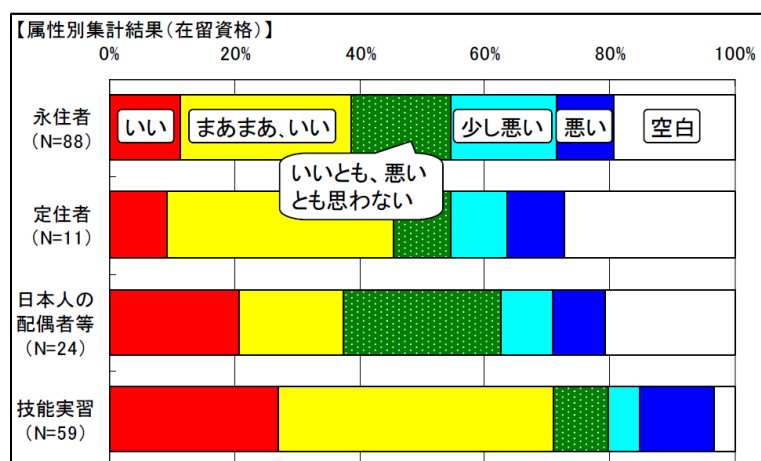


図 3-12 外国人市民のお金・仕事についての満足度（在留資格別）

出所）東広島市企画振興部企画課編（2013）『外国人市民アンケート調査結果』Q.14-5。

出典）東広島市企画振興部企画課編（2013）『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』35 頁。

<2015（平成 27）年度以降の取組みに対する提言>

2015（平成 27）年 1 月に、法務省と厚生労働省が作った政府の有識者懇談会において、賃金の未払いや長時間労働が相次いでいる外国人技能実習制度の実態を踏まえ、国内で実習生を受け入れる団体を指導、監督する新たな機関を設けるなどした報告書を同年 1 月中に取りまとめる見通しが報告された²⁰。外国人労働者の就労環境に係る問題は、自治体の施策では限界があり、施策の策定および実施には至っていなかったが、東広島市としてもこれを機に、技能実習生や日系南米人の就労環境の見直しをはじめ、広島労働局や広島西条公共職業安定所などの労働関係機関と連携の強化、適正な労働条件を確保するため、労働関係法令、社会保険関係法令の内容および労働者の義務や権利等について、外国人労働者を雇用する事業主および外国人労働者へ周知・啓発を積極的に行うべきである。

2. 防災に係る 3 つの事業

外国人市民の中には、地震や台風などの自然災害に不慣れな場合が多く、日本語によるコミュニケーションが困難な人も多くいる。さらに、文化の違いから、日本人が常識として特に意識しない事柄について予想外の行動を取ることも、過去の被災自治体の事例から

²⁰ NHK NEWS WEB「外国人技能実習制度見直し 新たな指導機関を」

明らかになっている²¹。企画課の A 氏・B 氏は「多言語対応センターとの協力体制が築けていないため、災害を想定したマニュアルの作成および避難訓練等が実施に至っていない」と証言している。しかし、2014（平成 26）年 8 月に広島市安佐北区・安佐南区で土砂災害が発生以降、県内市町村のみならず、全国の自治体が災害を想定した取組みに移行する姿勢を見せていることまた、外国人集住都市会議をはじめ、さまざまな場で外国人を対象とした防災システムの必要性が謳われている。東広島市としてもこれを機に、多言語対応センターとの連携体制を積極的に整備し、災害発生時の被害を最小限に抑える環境を整える必要がある。

<2015（平成 27）年度以降の取組みに対する提言>

2014（平成 26）年 8 月に広島市安佐北区・安佐南区で起こった土砂災害に際して、外国人市民を対象とした災害規定が存在していたものの、それが十分に機能しなかったために甚大な被害を受けている。東広島市は過去に大規模な自然災害に見舞われた経験はないが、広島市安佐北区・安佐南区で起こった土砂災害の教訓を踏まえ、災害時に有効な対応マニュアルの作成をはじめとした、防災に関する外国人市民への啓発および災害時の体制整備の強化に取り組むべきである。

3. 国際交流員などの活用

2013（平成 25）年度は実施・強化には至らなかったが、2012（平成 24）年度から東広島市が雇用する多文化共生コーディネーターを配置して以降、東広島市の国際化推進に関する事業の中枢を担う役割を果たしている。多文化共生コーディネーターとは「在住外国人に関わる諸制度や諸課題について理解しており、多文化共生社会の進展に対応できるための知識の習得、関係機関・部局等とのコーディネート能力および企画・立案能力を有するマネージャー的人材²²」である。2014（平成 26）年現在、東広島市が雇用している多文化共生コーディネーターは 1 名で、日本語講師としても長年東広島市へ貢献している。多文化共生コーディネーターとして活躍する D 氏との聞き取り調査を通じて、国籍を問わず、東広島市に長年住んでいる市民の意識改革が重要な課題であることが明らかになった。D

²¹ 東広島市企画振興部企画課編（2013）『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』40 頁。

²² 自治体国際化協会（2010）「多文化共生」

氏は「東広島市の活動は、税金、つまり市の財政の一部を使って行っている公的な活動なので、国籍を問わず、東広島市に在住する全ての市民に還元できないと意味がありません。そのため、外国籍の市民だけ見ても仕方がないのです。」と述べ、「東広島市に長年在住している市民に、どのように興味や関心を持ってもらえるか、またどのように巻き込んでいけるか」が今後取り組むべき課題であると指摘している。

<2015（平成 27）年度以降の取組みに対する提言>

人事異動により同じ職場に長く従事できない行政職員と比べて、地域密着型である多文化共生コーディネーターのような人材は、東広島市の国際化推進事業を促進するキーパーソンになる。しかし、専門職は多数雇用することができないため、2014（平成 26）年現在東広島市から雇用されている多文化共生コーディネーターは 1 名のみである。東広島市の国際化推進事業を 1 人でコーディネートすることは、肉体的・精神的負担が大きいことが想定されるため、広島県との協力関係を強化し、多文化共生コーディネーターのような人材を育成する機会を整備すべきである。そのうえで、多文化共生コーディネーターのような人材を 1 名ずつ各町村に配置するなどの協力体制を整備すべきである。

以上、本章では、第二次東広島市国際化推進プランにおいて、2013（平成 25）年度に実施・強化を計画した施策の達成状況が低いこと、2014（平成 26）年度に実施・強化を計画した施策の達成状況が低いこと（2014（平成 26）年 11 月現在）、第一次東広島市国際化推進プランにおける未実施事項および課題に関する施策の実施・強化が行われていないこと（2014（平成 26）年 11 月現在）を問題として指摘した。そのため、東広島市国際化推進プランの総合的な見直しが必要である。そこで、次章では、東広島市の国際化推進に取り組む現行組織について検討し、それを踏まえ、東広島市の国際化推進を促進しうる組織について検討していく。

第四章 東広島市の国際化推進の手がかり

第一節 東広島市の国際化推進に取り組む現行組織の課題

2006（平成 18）年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定して以降、国の包括的な社会統合政策の策定には至っておらず、自治体の取り組みが先行している。有識者会議などから内閣府の定住外国人施策推進室を「局」に格上げする提言や外国人庁設

置の提言など、現行の縦割り行政を打破するための改革構想が謳われているが、提言を汲み取ることによって終わっており、活用するまでには至っていない。そのため、自治体の包括的な社会統合政策の実施および策定に期待がかかる。

東広島市は、第一章でみたように、国の社会統合政策に先駆けて国際化推進事業を展開してきた自治体の一つであり、長年に渡って国際化推進事業に携わってきた実績がある。しかし、第三章でみたように、東広島市国際化推進の基本指針および基本計画である東広島市国際化推進プランの総合的な見直しを要することが確認できた。そこで、東広島市国際化推進プランが効果的に機能していない原因を明らかにするため、東広島市国際化推進事業に取り組む主な財団法人および市内組織について検討する。

1. 東広島市国際化推進事業に取り組む主な財団法人

広島県では（公財）広島平和文化センターおよび（公財）ひろしま国際センターが総務省より「地域国際化協会²³」として認定されている。しかし、（公財）広島平和文化センターの所在地が広島市であること、（公財）ひろしま国際センターが交流部（広島市）と研修部（東広島市）に二分化されていることを考えると、東広島市の国際化推進に直結した組織であるとは言えない。

東広島市の国際化推進に取り組んでいる中核的組織は（公財）ひろしま国際センターの研修部（JICA 中国国際センターと広島国際協力センターが一体化した施設）でもある広島国際プラザおよび（公財）東広島市教育文化振興事業団である。広島国際プラザは発展途上国からの研修員を受入れ、研修の傍らに地域住民との交流を図るなど、中国・四国地方の国際協力・国際貢献の拠点施設としての役割を果たしている。また、（公財）東広島市教育文化振興事業団は留学生宿舎でもあるサンスクエア東広島およびコミュニケーションコーナーの運営をはじめ、東広島市の教育、文化、スポーツの振興を中心に取り組んでいる。

しかし、広島国際プラザは発展途上国からの研修員を中心とした限定的な事業および東広島市の枠を超えた中国・四国地方の事業を展開していること、（公財）東広島市教育文化振興事業団は地域に根差した事業で東広島市の国際化推進に長年貢献しているものの、教育、文化、スポーツを中心とした限定的な事業を展開していることを踏まえると、東広島市の国際化推進に特化した総合的な組織であるとは言えない。

²³ 総務省の指針に基づき県等が作成した「地域国際交流推進大綱」に位置づけられた、地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織。

2. 東広島市国際化推進事業に取り組む庁内組織

東広島市国際化推進プランを進めるにあたって、各種団体や国際関係機関、学識経験者、外国人市民などから構成される「東広島市国際化推進プラン改定委員会」で協議および検討を行い、日本人市民および外国人自民の要望を汲み取る外国人市民アンケートやパブリックコメントを実施および収集し、関係部署から構成される「東広島市行政国際化推進会議」で協議および検討が行われている。

しかし、東広島市国際化推進プラン改定委員会および東広島市行政国際化推進会議が年に数回しか開催されないこと、委員会（一般公開されている）および会議（一般公開されていない）の調査審議の内容はホームページ等を通じて多言語で公表されていないこと、また、東広島市民から意見を吸い上げるアンケートについて、外国人市民アンケート調査結果の回収率は 30.5%²⁴に留まり、2013（平成 25）年のパブリックコメントの提出人数および提出意見が 0 件であることを考えると、東広島市の国際化推進に取り組む庁内組織が効果的に機能しているとは言えない。

以上の検討の結果から、東広島市国際化推進に直結した総合的な組織が欠如していること、東広島市国際化推進に取り組む庁内組織が効果的に機能していないことが確認された。以上の検討の結果を踏まえ、東広島市国際化推進プランを円滑的・効率的に進めるため、東広島市は東広島市国際化推進に直結した総合的な組織の設立、東広島市国際化推進に取り組む庁内組織の見直しが必要である。本研究では、東広島市国際化推進に直結した総合的な組織として、庁内組織と協働体制を構築することが想定される、第一次東広島市国際化推進プランの未実施事項および課題でもあった（仮称）東広島市国際化協会の設立について検討する。

第二節 （仮称）東広島市国際化協会の設立²⁵

2014（平成 26）年現在、（仮称）東広島市国際化協会が設立されていない理由について、企画課の A 氏・B 氏は「設立後、十分に機能する目途が立たないため」と証言している。しかし、既に、多くの自治体が（公財）川崎市国際交流協会²⁶や（公財）浜松国際交流協

²⁴ 東広島市役所企画振興部企画課編（2013）『外国人市民アンケート調査結果』1 頁。

²⁵ 本節の記述は、滋賀県国際協会（2011）「中期計画」を参考にした。

²⁶ 1989（平成元）年に川崎市国際交流協会（2012（平成 24）年に公益財団法人として改

会²⁷をはじめとした（仮称）東広島市国際化協会に類似した組織を設立している。

本研究では、（公財）川崎市国際交流協会や（公財）浜松国際交流協会と同様に、総務省から地域国際化協会として認定されている（公財）滋賀県国際協会の「中期計画」を参考に、（仮称）東広島市国際化協会の役割について検討する。表 3-4 で示したように、（仮称）東広島市国際化協会の役割は 4 点に集約できる。

表 3-4 （仮称）東広島市国際化協会の役割

（仮称）東広島市国際化協会の役割	内容
1. 情報の拠点	国際交流・国際協力および多文化共生推進に関する事業情報の提供。
2. サポート機能	国際交流・国際協力、多文化共生の担い手となる東広島市民や民間団体の育成および支援。
3. パイプ機能およびコーディネート機能	行政と民間の中間的組織として、行政情報を東広島市民や民間団体への提供および東広島市民や民間団体の意見や要望を行政に伝達。
4. 調査研究機能	地域社会、国際社会におけるさまざまなニーズや問題点を把握し、課題解決に向けた施策などの提示。

出典）滋賀県国際協会（2011）「中期計画」4 頁から 6 頁より作成。

1. 情報の拠点

第一次東広島市国際化推進プランの成果を計る指標でもある外国人市民アンケート調査結果により、東広島市が提供するサービスの周知度が全体的に低いこと、第二次東広島市

組）が設立して以降、川崎市国際化推進事業の中核的組織として、長年、市の国際化へ貢献している。

²⁷ 1982（昭和 57）年に浜松国際交流協会（2010（平成 22）年に公益財団法人として改組）が官民一体となり任意団体として設立されて以降、国際交流がそれほど盛んではない時期から長年に渡って、生活ガイドブックの作成や日本語教育をはじめとした草の根事業を展開している（駒井洋・渡戸一郎編（1997）『自治体の外国人政策－内なる国際化への取り組み』166 頁）。

国際化推進プランにおける「サービスの存在周知」をはじめとした情報提供に関する施策の実施・強化の成果がわからないことが本研究で確認できた。そこで、(仮称)東広島市国際化協会は、東広島市民と行政、多文化共生の担い手である諸団体、その他関係機関との間をつなぐ情報提供の拠点として、有用な役割を果たしうると考えられる。

2. サポート機能

第二次東広島市国際化推進プランにおいて、第一次東広島市国際化推進プランの未実施事項および課題の実施・強化が行われていないこと(2014(平成26)年11月現在)、2013(平成25)年度および2014(平成26)年度に実施・強化を計画した施策の達成度合いが低いこと(2014(平成26)年11月現在)が本研究で明らかになった。本結果から、東広島市における国際化推進事業に取り組む中核的組織である広島国際プラザと(公財)東広島市教育文化振興事業団が東広島市国際化推進に特化した総合的な組織ではないこと、事業に対する東広島市からの総合的支援が不足していたことが示唆できると考えられる。そこで、(仮称)東広島市国際化協会は、東広島市と長年東広島市の国際化推進に貢献してきた団体をつなぎ、相互理解と協働体制の構築をはかりうると想定される。

3. パイプ機能およびコーディネート機能

第二次東広島市国際化推進プランにおいて、2012(平成24)年度から多文化共生コーディネーターを配置して以降、東広島市の国際化推進に関する事業の中核を担う役割を果たしているものの、東広島市民、民間団体、企業、行政の円滑かつ効率的な協働体制が構築されていないことが確認できた。(仮称)東広島市国際化協会は、行政と民間の中間的組織という特性を活かし、行政情報を東広島市民や民間団体に提供するとともに、東広島市民や民間団体の意見や要望を行政に伝えるなど、両者をつなぐパイプ機能を果たすことが想定される。

4. 調査研究機能

東広島市国際化推進プランを運営する東広島市国際化推進プラン改定委員会および東広島市行政国際化推進会議が年に数回しか開催されていないこと、同委員会および同会議の調査審議内容が多言語でホームページ等を通じて公表されていないこと、外国人市民アンケートおよびパブリックコメントの回収率および提出率が低いことを考えると、日本人お

よび外国人市民の生活実態やニーズを十分に把握しているとは言えない。そこで、(仮称)東広島市国際化協会が調査研究拠点として、各種団体や大学の研究者等と協同しながら調査を実施し、その調査結果を広く地域社会に提供することが考えられる。

以上、本章では、東広島市国際化推進事業に取り組む主な財団法人が限定的な事業を展開していること、東広島市国際化推進事業に取り組む市内組織が効果的に機能していないことを指摘した。本結果より、東広島市が取り組む社会統合政策の土台でもある東広島市国際化推進プランをはじめとした東広島市国際化推進事業を円滑的・効率的に実施するためにも、東広島市国際化推進に直結した総合的な組織である(仮称)東広島市国際化協会を設立すべきである。

結論

2006（平成 18）年に総務省が「地域における多文化共生プラン」を策定して以降、各自治体が取組んでいる多文化共生施策が社会統合政策の土台を構築している。しかし、国の包括的な社会統合政策が欠如しているだけでなく、出入国管理政策と社会統合政策の連携が効果的に機能していないため、外国人集住都市をはじめとした自治体から国の対応策が求められている。東広島市も国に先駆けて社会統合政策に取り組んでいる自治体の例外ではない。

東広島市では「留学生 30 万人計画」および「スーパーグローバル大学創成支援」にあたって、外国人留学生をはじめとした外国人市民が増加すること、2025（平成 37）年を境に人口減少に転じ、人口構成の大幅な変動に直面することを見据えた国際化推進の取り組みが求められている。

東広島市では、東広島市国際化推進の基本指針および基本計画である、東広島市国際化推進プランを実施しているが、施策の達成状況が全体的に低いため、東広島市国際化推進プランの実施方法および実施体制をはじめとした総合的な見直しが必要である。

東広島市国際化推進事業に取り組む現行組織が効果的に機能していないので、東広島市国際化推進プランをはじめとした東広島市国際化推進事業を円滑的・効率的に実施するためにも、東広島市国際化推進に直結した総合的な組織である（仮称）東広島市国際化協会を設置すべきである。

また、（仮称）東広島市国際化協会が東広島市国際化推進事業を円滑的・効率的に実施する総合的な組織であるという十分な裏付けが欠落していること、東広島市国際化推進事業に取り組む現行組織の協働体制が吟味されていないことなどの（仮称）東広島市国際化協会についてのさらなる検討は今後の課題として本研究の結びにかえる。

本論文を執筆するにあたり、熱心にご指導をいただいた主指導教員の中坂恵美子教授をはじめ、副指導教員の佐野真理子教授、資料提供などにご協力いただいた方々に感謝の意を申し上げたく謝辞にかえさせていただきます。

- 外国人との共生に関する基本法制研究会 (2003)「多文化共生社会基本法の提言」,[online]
<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~yamawaki/etc/kihonho.pdf> (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 外務省・神奈川県・国際移住機関 (2010)「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」,[online]
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/database/pdfs/workshop_houkoku01.pdf
(参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 関西経済同友会移民政策委員会 (2013)「【提言】定住外国人の受入れ促進で、日本の再活性をーいま求められる外国人庁の設置」,[online]
<http://www.kansaidoyukai.or.jp/LinkClick.aspx?fileticket=Q0dRw%2bV%2fGX4%3d&tabid=322> (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 厚生労働省 (2013)「日本の人口の推移」,[online]
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/07.pdf>
(参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 駒井洋・渡戸一郎編 (1997)『自治体の外国人政策ー内なる国際化への取組み』明石書店.
- 近藤敦 (2009)「なぜ移民政策なのかー移民の概念、入管政策と多文化共生政策の課題、移民政策学会の意義」,『移民政策研究』2009 年創刊号,pp.6ー16,移民政策学会.
- 坂中英徳 (2014)『日本型移民国家への道〔新版〕』東信堂.
- 滋賀県国際協会 (2011)「中期計画」,[online]
<http://www.s-i-a.or.jp/sia/tyuki/shintyuuki.pdf> (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 自治体国際化協会 (2010)「多文化共生」,[online]
<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/sokushin/ninaite.html>(参照 2015 年 1 月 23 日).
- 自治体国際化協会・地域国際化協会情報 (2010)「地域国際化協会一覧」,[online]
<http://r1iea.clair.or.jp/kyoukai/index.html> (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 総務省 (2009)「多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況」(多文化共生の推進に関する意見交換会(第 1 回会合)配布資料) , [online]
http://www.soumu.go.jp/main_content/000043850.pdf (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 総務省 (2006)「多文化共生の推進に関する研究会報告書ー地域における多文化共生の推進に向けて」,[online] http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 内閣官房 (2012)「明石純一氏提出資料」(「外国人との共生社会」実現検討会議(第 4 回))

- 議事次第), [online] <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyousei/dai4/siryou1.pdf> (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 内閣官房 (2012)「鈴木氏提出資料」(「外国人との共生社会」実現検討会議 (第 3 回) 議事次第), [online] <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyousei/dai3/siryou1.pdf> (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 日本学術振興会 (2010)「世界をキャンパスとして展開する広島大学改革構想」(平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」)[online], http://www.jsps.go.jp/j-sgu/data/shinsa/h26/sgu_chousho_a10.pdf (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『第二次東広島市国際化推進プランーみんながつながるまちづくり』東広島市出版.
- 東広島市企画振興部企画課編 (2013)『外国人市民アンケート調査結果ー第二次東広島市国際化推進プラン付録』東広島市出版.
- 米国大使館 (2012)「米国国務省民主主義・人権・労働局」, [online] <http://japanese.japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20120622a.html> (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 法務省 (2013)「平成 25 年 6 月末現在における在留外国人数について(確定値)」, [online] <http://www.moj.go.jp/content/001127284.pdf> (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 山脇啓造 (2012)「多文化共生社会の構想」, [online] <http://intercultural.c.ooco.jp/index.php/vision> (参照 2015 年 1 月 23 日) .
- 山脇啓造 (2009)「多文化共生社会の形成に向けて」, 『移民政策研究』2009 年創刊号, pp.30-40, 移民政策学会.
- 山脇啓造 (2007)「多文化共生のあり方と現状」, 『自治体国際化フォーラム』2007 年 1 月号, pp.8-11, 自治体国際化協会.
- NHK NEWS WEB「外国人技能実習制度見直しー新たな指導機関を」, [online] <http://www3.nhk.or.jp/news/html/20150116/k10014736751000.html> (参照 2015 年 1 月 16 日) .